

枕崎市過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度



鹿児島県 枕崎市

目 次

第1章 基本的な事項	1
1 市の概況	1
(1) 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
(2) 市における過疎の状況	2
(3) 社会経済的発展の方向	2
2 人口及び産業の推移と動向	3
3 行財政の状況	5
4 地域の持続的発展の基本方針	7
5 地域の持続的発展のための基本目標	8
6 計画の達成状況の評価に関する事項	8
7 計画期間	9
8 公共施設等総合管理計画等との整合	9
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
1 現況と問題点	10
2 その対策	10
3 計画	10
4 公共施設等総合管理計画等との整合	11
第3章 産業の振興	12
1 現況と問題点	12
2 その対策	15
3 計画	19
4 産業振興促進事項	21
5 公共施設等総合管理計画等との整合	22
第4章 地域における情報化	23
1 現況と問題点	23
2 その対策	23
3 公共施設等総合管理計画等との整合	23
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	24
1 現況と問題点	24
2 その対策	25
3 計画	25
4 公共施設等総合管理計画等との整合	27
第6章 生活環境の整備	28
1 現況と問題点	28
2 その対策	30
3 計画	32
4 公共施設等総合管理計画等との整合	33

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	・ ・ ・ ・ ・ 34
1 現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・ 34
2 その対策	・ ・ ・ ・ ・ 36
3 計画	・ ・ ・ ・ ・ 38
4 公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・ 41
第8章 医療の確保	・ ・ ・ ・ ・ 42
1 現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・ 42
2 その対策	・ ・ ・ ・ ・ 42
3 計画	・ ・ ・ ・ ・ 43
4 公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・ 43
第9章 教育の振興	・ ・ ・ ・ ・ 44
1 現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・ 44
2 その対策	・ ・ ・ ・ ・ 45
3 計画	・ ・ ・ ・ ・ 46
4 公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・ 47
第10章 集落の整備	・ ・ ・ ・ ・ 48
1 現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・ 48
2 その対策	・ ・ ・ ・ ・ 48
3 計画	・ ・ ・ ・ ・ 48
4 公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・ 49
第11章 地域文化の振興等	・ ・ ・ ・ ・ 50
1 現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・ 50
2 その対策	・ ・ ・ ・ ・ 50
3 計画	・ ・ ・ ・ ・ 51
4 公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・ 51
第12章 再生可能エネルギーの利用の推進	・ ・ ・ ・ ・ 52
1 現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・ 52
2 その対策	・ ・ ・ ・ ・ 52
3 公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・ 52
第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	・ ・ ・ ・ ・ 53
1 現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・ 53
2 その対策	・ ・ ・ ・ ・ 54
3 計画	・ ・ ・ ・ ・ 55
4 公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・ 55
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	・ ・ ・ ・ ・ 56

第1章 基本的な事項

1 市の概況

(1) 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的概要

本市は、薩摩半島の南端に位置し、東は南九州市知覧町、北は南九州市川辺町及び南さつま市加世田、西は南さつま市坊津町に接し、南は黒潮の流れる東シナ海に面し、その形状はほぼ五角形である。

市域は、東西約12km、南北約10kmで、総面積74.75km²となっており、鹿児島県内の市の中で最小の面積となっている。

②歴史的概要

明治22年4月の町村制施行により東南方村が誕生し、大正12年7月に町制施行後「枕崎町」となり、昭和24年9月に市制を施行し「枕崎市」となった。

③社会的・経済的概要

本市は、南は広大な東シナ海に臨む景勝の地にあり、隣接市を結ぶ国道225号、226号、270号の主要幹線道路が市内で連結し、これに県道、市道が放射状に走る道路網を形成している。さらに、県都鹿児島市や九州の高速道路網との連結を図るため、薩摩半島南部を縦貫する南薩縦貫道が平成29年3月に全線開通している。

また、JR指宿枕崎線が枕崎・鹿児島中央間を6往復運行しているほか、平成26年9月に公共用ヘリポートである枕崎ヘリポートが開港し、鹿児島県防災ヘリの拠点基地としての機能を果たしている。

産業は、水産業、水産加工業及び農業が主体で、伝統の遠洋カツオ一本釣り漁業を中心に「かつおのまち枕崎」の基盤づくりに努めており、江戸時代中期から行われてきたかつお節製造は全国生産量の約5割を占め、日本一のかつお節の産地となっている。また、温暖な気候と基盤整備された農地や畑かん地域を中心に、茶、花き（特に電照菊）、たんかん等の果樹、豚、肉用牛など特色のある農業が展開されているが、後継者不足や高齢化等により、荒廃農地が増加している現状にある。

観光は、第一次産業や製造業を観光資源としてとらえ、「食」を中心とした体験型・産業観光のほか、枕崎国際芸術賞展が開催される文化資料センター「南湊館」や立体作品を設置した「アートストリート」、JR最南端の始発終着駅である「枕崎駅」など地域資源を活用した観光ルートの充実に努めている。さらに近年、キャンプ需要の高まりにより、壮大な自然が広がる火之神公園が人気スポットとして注目を浴び、多くのキャンプ客が来訪している。

商圏は近隣市に広がり、県都鹿児島市や隣接する地域的大型店舗への商品購買力の流出がみられる。また、本市の主要通りである駅通りをはじめ各通りには空

き店舗・空き地が増加しており、新たな店舗の進出を誘導する施策を実施している。

（2）市における過疎の状況

①人口

昭和30年の35,546人がピークだった本市の人口は、高度経済成長期の都市部への労働力人口の流出により10年間で4,000人以上の人口減少となった。その後、平成に至るまで人口は横ばいを続けたが、平成以降は少子化による人口減少と青壮年層の都市部への人口流出により減少率が顕著となっている。これらにより、65歳以上の高齢化率はポイントを大きく伸ばしており、少子高齢化の歯止めがきかない状況となっている。

②これまでの過疎法に基づく対策

少子高齢化に歯止めをかけ、過疎からの脱却を図るため、平成26年の過疎地域自立促進特別措置法の適用以来、道路などの生活基盤の整備、農林水産業の基盤整備、子育て世代への支援、教育文化施設の整備など、過疎対策事業債等を活用し積極的に取り組んできたところである。しかしながら、これらの施策に一定の効果はあったものの、若年人口の流出、少子高齢化による人口減少は続いている状況にある。

③現在の課題及び今後の見通し

市内における生産年齢人口の減少、消費市場縮小が進行する中、ひとが訪れ、住み続けたいと思えるような地域を実現するためには、地場産業をはじめとして地域の稼ぐ力を高め、域外から富の流入と域内での循環を図り、安定した雇用を創出し、様々な人材に活躍してもらうことで、地域企業の生産性と住民所得とともに引き上げることが必要となる。

また、減少傾向にある出生数への対策として、若い世代の結婚、出産、子育てに対する経済的負担を軽減するため、各ステージで切れ目ない支援を行い、社会全体として、男女ともに結婚、子育て、仕事をしやすい環境を整えることが重要である。

さらに、多様な主体が自分らしく活躍しながら連携して、自主的に地域を支えていくまちづくりへの支援や、自助・共助・公助による防災体制の強化、健康づくりの支援、環境への配慮など、安心、安全で魅力的な地域を創出していく必要がある。

（3）社会経済的発展の方向

本市は、特定第三種漁港である枕崎漁港を有する水産業のまちであり、南側の臨海部を中心に、生産量日本一であるかつお節をはじめとした水産加工業が盛んで、生産額的にも製造業が本市の主要産業である。また、東・西の周辺部では温暖な気候を利用した農業が広く行われ、茶・さつまいも・花きをはじめとした多

彩な産物の生産地となっている。

このように、第1次産業及び第2次産業が本市の基幹産業として発展してきたところであるが、人口減少に伴いこれらに従事する就業人口も減少してきていることから、担い手となる人材の確保やデジタル技術を活用した生産性を向上させるための設備の整備に取り組むほか、ふるさと納税制度等も活用しながら産業の価値向上に努めていく。

2 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、昭和30年国勢調査の35,546人をピークに減少を続けており、「表1-1(1)人口の推移（国勢調査）」をみると、平成27年の22,046人に対し令和2年が20,033人となり、5年間で2,013人、9.1%減少しており、枕崎市人口ビジョンにおいても、今後も更に人口減少が進む見通しとなっている。

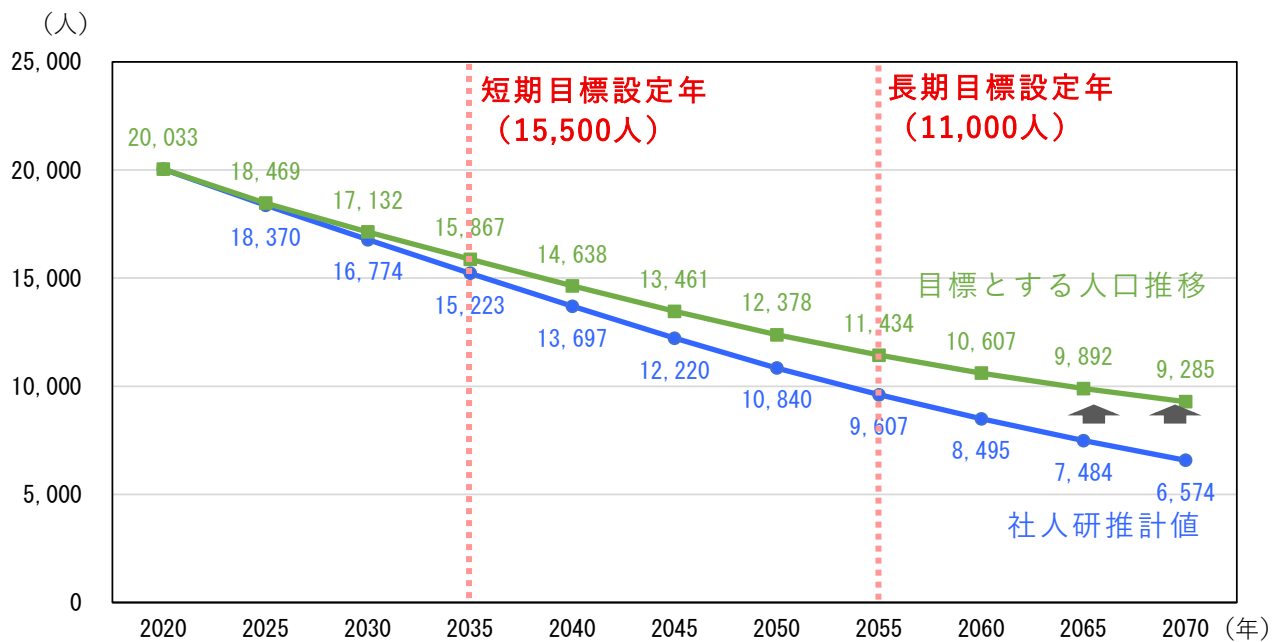
年齢階層別にみると、0歳から14歳までの年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口については、昭和55年から令和2年まで減少が続き、令和2年の総人口に占める割合は、年少人口が10.1%、生産年齢人口が48.7%まで下降してきている。一方で、65歳以上の人口は増加を続け、総人口に占める割合（高齢者比率）は、昭和55年の13.0%から令和2年の40.9%まで上昇が続いている。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 30,060	人 28,794	% △ 4.2	人 25,150	% △ 12.7	人 22,046	% △ 12.3	人 20,033	% △ 9.1
0歳～14歳	6,741	5,618	△ 16.7	3,229	△ 42.5	2,397	△ 25.8	2,031	△ 15.3
15歳～64歳	19,403	17,907	△ 7.7	14,530	△ 18.9	11,655	△ 19.8	9,758	△ 16.3
うち15歳～29歳(a)	5,352	3,899	△ 27.1	3,243	△ 16.8	2,294	△ 29.3	1,978	△ 13.8
65歳以上(b)	3,913	5,262	34.5	7,391	40.5	7,992	8.1	8,192	2.5
若年者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—
(a)/総数	17.8	13.5	—	12.9	—	10.4	—	9.9	—
高齢者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—
(b)/総数	13.0	18.3	—	29.4	—	36.3	—	40.9	—

※ 人口総数は、年齢不詳者も含まれているため、内訳の合計とは合致しない。
（昭和55年、平成2年、平成27年、令和2年）

表1-1(2) 人口の見通し（枕崎市人口ビジョン）



「表1-1(3)産業別就業人口の動向（国勢調査）」を見ると、本市の産業別就業人口比率は、平成27年と令和2年で比較すると、第1次産業就業人口比率は12.3%から11.9%と0.4ポイントの減、第2次産業就業人口比率は23.9%から21.8%と2.1ポイントの減、第3次産業就業人口比率は63.7%から64.7%と1.0ポイントの増となり、第3次産業に傾いている状況にある。

令和2年における県全体の比率と比較すると、第1次産業就業人口比率は県の8.3%に対して本市は11.9%となっており、農業、漁業に従事している人の比率が県を上回っている。第2次産業就業人口比率についても県の18.8%に対して本市は21.8%と比率が高くなっており、特に、水産加工業が盛んなことにより、製造業に従事する人の比率が県よりも3.0ポイント高くなっている。一方で、第3次産業就業人口比率は、県の71.1%に対して本市は64.7%と低くなっており、医療・福祉に従事する人の比率は県を上回っているものの、その他のほとんどの業種で県を下回っている。

表1-1(3) 産業別就業人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	人	%	人	%	人	%	人	%
	13,461	12,867	△ 4.8	11,839	△ 8.0	10,263	△ 13.3	9,382	△ 8.6
第1次産業 就業人口比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—
	25.8	18.1	—	13.9	—	12.3	—	11.9	—
第2次産業 就業人口比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—
	26.2	28.0	—	25.7	—	23.9	—	21.8	—
第3次産業 就業人口比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—
	47.9	53.9	—	60.3	—	63.7	—	64.7	—

3 行財政の状況

本市では、社会情勢の急激な変化に伴う行政需要の増大、かつ複雑多岐、高度化する事象に能率的、効率的に対応できる行政運営を展開させるため、限られた財源の中、最小の経費で最大の効果を生み出すという基本理念のもと、事務事業や組織機構等の見直しを図りながら行政サービスの向上に努めており、また、これまで行ってきた行政サービスについても、地域における市民団体やNPO、企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みの整備に取り組んできた。

平成5年の8月豪雨や同年9月に本市に接近した戦後最大級の台風第13号による家屋の浸水被害等を踏まえ、主要施策として「災害に強いまちづくり」事業を推進してきたほか、枕崎飛行場の建設、基幹道路の整備、公共下水道事業の推進など、社会基盤の整備を県内でも早い段階から高い水準で進めてきたことで地方債残高が累積し、公債費の負担は大きくなっていった。

そのような中、三位一体の改革による地方交付税等の削減により大幅な財源不足が生じ、財政調整基金等の基金が乏しい状況のなかで、緊急やむを得ない措置として平成16・19年度には基金からの借入を行い、さらには団塊の世代の退職で増高する退職手当の財源として平成19年度から退職手当債の借入を行うなど厳しい財政運営を続けざるを得ず、経常収支比率や実質公債費比率、将来負担比率は、県内19市の中で最も高い比率となっていた。

平成26年に本市が過疎地域の指定を受けてからは、過疎対策事業債を多くの事業に活用することで実質的な負担額の縮減を図るとともに、平成28年度から令和3年度までにおいては交付税措置のない退職手当債等の繰上償還を行い、公債費負担を軽減させてきた。

また、ふるさと応援寄附金に係る取組を強化しふるさと応援基金の財源確保に努めたほか、財政調整基金及び減債基金など他の基金の確保にも努めてきた。

これらのことから、経常収支比率や実質公債費比率、将来負担比率については、県内19市の中では比率は高い状況にはあり全般的に好転しているものの、その改善の傾向は鈍化している。

今後の財政運営について、一般財源総額については国の制度もあり、ある程度は確保できる見込みであるものの、エネルギー価格・物価上昇などによる社会経済情勢の変化や多様な市民ニーズに的確に対応するとともに、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増高、老朽化等による公共施設の維持管理経費の増高、国民健康保険事業などの他会計への基準外繰出金、第3セクター健全化への対応等を図っていかなければならず、引き続き厳しい状況にある。

このことから、持続可能な財政運営を確立する必要があるため、最大限の歳入確保に努めるとともに、限られた財源を効果的・効率的に配分し、減少する歳入総額に耐えられる歳出構造にしていく取組を継続して行っていかなければならない。

また、広域行政においては、介護保険制度による要介護認定事務のほか、火葬場・ごみ処理などは一部事務組合で業務を共同処理しており、今後も周辺市との連携を強化し、効果的・効率的な広域行政を展開する。

表 1 - 2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	10,813,240	11,585,381	18,419,637
一般財源	6,788,726	6,545,108	6,408,502
国庫支出金	1,240,776	1,539,667	4,587,122
都道府県支出金	770,468	918,175	808,003
地方債	1,082,000	1,570,900	1,243,500
うち過疎対策事業債	—	763,100	802,400
その他	931,270	1,011,531	5,372,510
歳出総額 B	10,556,790	11,194,718	17,966,472
義務的経費	5,911,154	5,980,100	5,690,521
投資的経費	948,212	1,405,761	2,000,526
うち普通建設事業費	934,619	1,355,891	1,898,343
その他	3,697,424	3,808,857	10,275,425
過疎対策事業費	—	1,175,885	1,277,523
歳入歳出予算差引 C (A - B)	256,450	390,663	453,165
翌年度へ繰り越すべき財源 D	6,333	3,950	32,253
実質収支 C - D	250,117	386,713	420,912
財政力指数	0.38	0.38	0.42
公債費負担比率	19.4	17.1	13.1
実質公債費比率	17.8	12.0	9.3
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	95.6	91.8	91.8
将来負担比率	171.1	119.0	27.7
地方債残高	11,842,539	10,719,406	11,200,453

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度 末	平成2年度 末	平成12年度 末	平成22年度 末	令和2年度 末
市町村道	改良率(%)	49.9	55.4	55.8	54.5
	舗装率(%)	68.3	80.0	85.7	89.2
農道 延長 (m)	82,039	63,210	84,325	102,191	108,125
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	34.1	30.1	37.2	60.1	72.6
林道 延長 (m)	1,860	7,280	9,879	9,879	9,879
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	0.6	2.3	3.3	3.1	2.9
水道普及率 (%)	99.4	99.9	93.2	90.9	91.0
水洗化率 (%)	—	74.6	78.1	89.8	99.7
人口千人当たり病院、診療所 等の病床数 (床)	27.3	35.5	32.9	33.0	33.7

4 地域の持続的発展の基本方針

本市では、令和8年に策定する市の最上位計画である「第7次枕崎市総合振興計画（令和8年度～令和17年度）」（以下「総合振興計画」という。）において、「まちの誇り 自然の恵み 未来へつなぐ 幸せ共創都市」を将来都市像として掲げており、それぞれの場面に必要な施策を切れ目なく繋げながら、「本市が有する自然・産業・文化など多様な特性を強みに変え、市民の誇りとつながりを育みながら、共に未来の幸せを創造する」という基本理念のもと、政策分野ごとに4つの基本目標を設定し、取り組むこととしている。また、「第3期枕崎市地方創生総合戦略」を総合振興計画に内包して一体的に策定し、総合振興計画と共通の目標のもと、総合振興計画の政策分野を横断する重点プロジェクトと位置付け、地域活性化と人口減少対策を効果的に推し進めることとした。

枕崎市過疎地域持続的発展計画においても、その基本理念及び将来像については、総合振興計画に即したものとする。

【将来都市像】

「まちの誇り 自然の恵み 未来へつなぐ 幸せ共創都市」

【施策の大綱】

基本目標1 活気とにぎわいのあるまち（産業経済）

- ア 地域経済を牽引する水産業・水産加工業の振興
- イ 地域に根ざした農林業の振興
- ウ 豊かな暮らしと地域社会を支える商工業の振興
- エ 地域の魅力を伝えるシティプロモーションの推進
- オ 人と地域を幸せにする移住・定住の促進と関係人口の創出

基本目標2 子育て・学びが充実したまち（子育て・教育文化）

- ア 安心して子どもを生み育てられる環境づくり
- イ 人間性豊かな人をつくる学校教育等の推進
- ウ 豊かな人間性を育む生涯学習の推進
- エ 豊かなスポーツライフの実現
- オ 伝統と国際性が織りなす多様な文化の振興
- カ 多様な国際交流の推進

基本目標3 健康でいきいきと暮らせるまち（健康・福祉）

- ア 生涯を通じた健康づくりの推進
- イ 質の高い医療サービスの充実
- ウ 安定的な社会保障制度の継続
- エ 誰もが自立した生活ができる福祉の充実
- オ 高齢者が安心して生活できる仕組みづくり

基本目標4 安心・安全・快適なまち（生活環境・都市基盤）

- ア 世代に合わせた快適な住環境づくりの推進

- イ きれいな水環境の整備
- ウ 環境にやさしい潤いのある社会の実現
- エ 災害に強いまちづくりの推進
- オ 市民生活の安心・安全の確保
- カ 計画的な土地利用の推進と求心力のある市街地の形成
- キ 道路・交通ネットワークの整備

基本目標を達成するための基盤

- ア 誰もがつながり、支え合う共生・協働のまちづくり
- イ 人権尊重、ジェンダー平等社会の実現
- ウ 持続可能な行財政運営の推進

また、本計画は、過疎法第7条に規定する「鹿児島県過疎地域持続的発展方針」を踏まえるほか、第3期枕崎市地方創生総合戦略をはじめとする本市個別計画との整合に配慮し、策定するものとする。

5 地域の持続的発展のための基本目標

令和8年に策定する「枕崎市人口ビジョン（令和8年版）」における人口の見通しは、「2 人口及び産業の推移と動向」の「表1-1（2）人口の見通し（枕崎市人口ビジョン）」のとおりである。

この人口ビジョンで描く本市の将来人口は、合計特殊出生率の向上や子育て世代の移住・定住の促進を図り、2035年時点で人口15,500人以上、2055年時点で人口11,000人以上を目指すこととし、生産年齢人口や年少人口の割合も高く保つこととしている。

本計画においても当該推計人口を基本目標として定め、必要となる施策を推進し、過疎地域からの脱却を目指すものとする。

指 標	目標値（令和12年度）
枕崎市の人口	17,132人
生産年齢人口の割合	45.9%
年少人口の割合	9.9%

6 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、毎年度、外部有識者及び市民が参画する「枕崎市地方創生総合戦略審議会」において、本市総合戦略の取組及び事業評価と併せ、評価を行う。

7 計画期間

この計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

「枕崎市公共施設等総合管理計画」は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくため、将来のあり方に関する以下の3つの基本方針を定めている。

① 施設の適正配置

それぞれの施設の現状を捉え、施設の集約化・複合化・用途変更の可能性を検討する。また、施設の建て替えを行う際は、従前より規模を縮小するなど、保有総量の縮減を図る。

② 長寿命化の推進

公共施設等の適切な点検・管理を行い、長寿命化を推進することによりライフサイクルコストの縮減を図る。

③ 不要な施設の整理

公共建築物の中で、現在利用されていないものや今後の利用が見込めないものについて検討を行い、不要と判断されたものは譲渡や解体などの処分を進めて維持管理コストの削減に努める。この取組による数量縮減目標を5%に設定する。

本計画においても、「枕崎市公共施設等総合管理計画」の考え方にに基づき、公共施設の機能的かつ効果的な管理を推進する。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

国内全体の人口が減少していく中、本市においても人口減少・少子高齢化に歯止めがかからず、特に若年層の市外流出等による減少は、今後の発展と活性化にとって深刻な問題となっている。

このような中、全国的には新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、リモートを活用した場所にとらわれない新しい働き方の広がりや地方への移住に対する関心の高まりにより、都市部から地方へ移住を希望する「地方回帰」の動きについて一定の成果が見られている。また、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」が地域づくりの担い手となることが期待されている。

本市の持続的発展を図るためには、このような情勢による動きを的確に捉え、移住・定住の促進や関係人口の創出に取り組むとともに、地域の担い手となる人材を確保・育成し、多様な人材の定着を図る必要がある。

2 その対策

移住者への住宅確保支援として、引き続き空き家バンクの充実やUIターン者に対する住宅取得支援事業に努めるほか、地域おこし協力隊制度を活用し、移住体験、サポート体制の構築など各種事業の充実による移住・定住者支援、関連情報発信の強化を行う。

多様化する働き方に対応するため、マルチワーカーの労働派遣事業である特定地域づくり事業の推進に取り組むほか、企業誘致や産業振興、起業への支援等により、安定した雇用の確保等に取り組み、加えて、市内の若者が異業種間で交流できる場の提供、出会いの場の創出などの活動を推進し、移住・定住の促進及び地域の担い手の育成を図る。

本市は、JR最南端・最北端の始発終着駅を有することをきっかけとして北海道稚内市と友好都市盟約を結び、様々な交流活動を行ってきており、その交流を今後もより一層深めていくとともに、スポーツ合宿の誘致をはじめとする他地域との交流を積極的に進め、交流人口の増を図っていく。

さらに、産業や観光、芸術文化など、本市の持つ資源を最大限活用した多面的な交流活動を推進し、地域と多様に関わる関係人口の創出を図っていく。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流	(2) 過疎地域持続的発展特別事	移住者住宅確保支援事業 【事業内容】移住者の住宅確保にかかる経費を支援する	市	

の促進、人材育成	業 移住・定住	【必要性】移住者の負担軽減のため 【事業効果】移住・定住促進が図られる		
	地域間交流	稚内交流事業 【事業内容】友好都市である稚内市との更なる関係深化に向けた事業を実施 【必要性】交流人口の増を図るため 【事業効果】交流人口の増及び全国へのPR等による両市の振興	市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「枕崎市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適切に実施する。

第3章 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 農林水産業

農業・農村は、消費者の「食」に対する健康志向、安心・安全な食料の安定供給、地域社会の活力の維持、国土の自然環境の保全など、経済社会の発展や市民生活の安定の基礎として重要な役割をはたしている。

次表が示すように、総農家数・農業経営体数は減少傾向が顕著であり、農業後継者がいるとしている経営体も3割を切るような状況である。そのような中で、10ha以上の経営面積の農家は増える傾向にあることから、認定農業者等の担い手への農地の利用集積化が見られる。

しかし、農畜産物の価格低迷、市場開放や農家の高齢化、新規就農者の減少など農業は多くの課題を抱えている。

年次 (農業センサス)	総農家数 (戸)	農業経営体				後継者がいる経営体
		個人	団体	計	10ha以上の経営	
平成22年	1,010	536	50	586	18	—
平成27年	856	456	55	511	27	114/453 25.2%
令和2年	605	312	53	365	31	102/365 27.9%

※ 令和2年度の後継者の状況は、5年以内に農業を引継ぐ後継者を確保している人数及び5年以内に引き継がない人数の和。

農業・農村を取り巻く環境は、ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢の緊迫化などによる燃油価格の高騰や生産資材価格の高止まり、農産物価格の低迷や農業従事者の減少・高齢化の進行など依然として厳しい状況が続いている。さらに、近年、異常気象や台風のほか桜島降灰による自然災害等が増加しており、災害に強い農業づくりが求められている。

こうした中、本市の農業については、温暖な気候を生かした茶・花き・果樹・野菜・さつまいも・豚・肉用牛等の多様な農業が営まれ、地域資源の循環による畑作を中心とした農業が展開されている。

畑かん事業等により基盤整備されたほ場では、茶・さつまいもなどの土地利用型農業が営まれ、農業者の高齢化に伴い担い手への農地集積は進んでいるが、機械化一貫体系の確立と経営支援対策が重要となっている。

特に茶にあっては、有機栽培が増加する傾向にあり省力機械・施設の更新と機能向上及び近年の頻発する桜島降灰対策への施設整備を図る必要がある。

さつまいもについては、地場産業である焼酎の原料確保の観点から本市の基幹作物として今後も振興を図る必要があるが、サツマイモ基腐病等の対策が重要となっている。

野菜は、さつまいもとにんじん・豆類・キャベツ等加工用野菜等を組み合わせた複合経営が営まれている。最近では、既存の作物のほかにキャベツ等の契約野菜が栽培されるようになってきている。

またにんじん選果施設の老朽化と処理能力不足から機能向上が強く求められている。

花きにあつては、輪菊を中心とした周年栽培がなされているが、燃油等生産資材が高騰する中、価格の低迷が続いている。また、農家の高齢化と後継者不足から栽培農家の減少が続いている。一方で、施設の流動化により経営規模の拡大がなされたが、小規模施設が分散していることから効率が悪くコスト高となっている。

果樹にあつては、高齢化と長引く価格低迷から栽培農家が減少し、あわせて生産量も減少している。特にぼんかんについては、消費者離れが深刻であることから市場価値が高いたんかん、大将季等への転換が早急の課題となっている。

畜産業にあつては、経営体質の強化から大型化が進んだが、市街地を囲むように畜産業が行われていることから、悪臭及び水質汚濁に対する畜産環境対策が必要となっている。また、近年、口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザに加えASFやCSFのリスクが高まっていることから、飼養衛生管理基準を遵守するとともに家畜防疫の強化が重要となっている。

さらに、近年、ポジティブリスト制度の導入により農作物に対する安全・安心に対する関心が高まっていることから、農薬使用基準の遵守及び生産履歴の記帳と管理はもとよりGAP等の第三者認証を取得することが重要となっている。

また、農業者の高齢化が進行するなか、農業・農村の持続的な発展を図るために農業者の育成確保が重要であることから、農業後継者及び新規就農者の育成が急務となっている。

本市の森林面積は、3,385haで、総土地面積7,475haの45%を占め、そのうち民有林面積は3,352haである。またスギを主体とした人工林面積は1,101haで、人工林率33%であり、今後とも間伐等を適切に実施する必要がある。本市の山林は、大部分が農家林家の複合経営として管理されており、その規模は1ha未満が8割を占める零細な林家が多い。

また、現在の林業を取り巻く環境は、林業従事者の高齢化や後継者不足により、森林の適切な管理が難しい状況であるが、森林は木材生産のみならず、水源かん養機能、土砂流出防止機能、保健・レクリエーション機能など多面的公益機能を有し、その機能がますます重要視されており、森林経営管理制度を活用するなど、計画的な森林の整備が必要となっている。

農業農村整備における課題は、農道・水路等の施設の整備と老朽化対策及び維持管理体制の再構築が挙げられる。ほ場整備区域内の未舗装道路や基幹となる農道について、地域からの要望を踏まえ、今後も計画的な整備を図る必要がある。同様に、南薩畑地かんがい施設をはじめとした農業水利施設について、老朽化が進んできている現状であるため、機能保全計画に基づき、計画的な保全対策・長寿命化対策を実施していく。農地や土地改良施設の保全管理体制については、多面的機能支払制度を活用し、今後も保全会を主体とした保全活動の取組を推進する必要がある。

本市の水産業は、遠洋カツオ一本釣り漁業を中心に、水産加工業と一体となった基幹産業であり、拠点となる枕崎漁港は特定第三種漁港に指定されるとともに、外国船が直接入港する開港・無線検疫対象港の指定を受け、かつお節の原魚となる冷凍カツオの陸揚げ基地となっている。

地元遠洋カツオ一本釣り船は3隻で、タタキ・フィレーなどの生食用やかつお節の原料となる良質のカツオの供給を行っているところであるが、不安定な燃油価格や漁獲量の減少、魚価の低迷、乗組員の高齢化等により、きわめて厳しい状況となっている。

沿岸及び沖合漁業では（まき網漁業の）沖合漁業が中心となっているが、近年の地球温暖化の影響と思われる藻場の減少により、漁獲量が減少するとともに、魚価の低迷や燃油高騰、後継者不足等により深刻な事態となっている。

(2) 地場産業

本市はカツオ漁業、水産加工業を中心とする基幹産業により発展してきた。中でもかつお節は、日本一の生産量と質の高さを誇っており、平成21年2月に「枕崎かつお節の本枯節」、平成30年3月に「枕崎の炭火焼きかつおたたき」が食品産業センターから「本場の本物」の認定を受けるとともに、平成22年6月には「枕崎かつお節」が地域団体商標登録され、また、令和7年3月には地理的表示（GI）に登録され、地域ブランドの保護とさらなるPRに努めている。

しかし、かつお節の原魚となるカツオは缶詰加工用として取引されるバンコク市場の国際相場に左右され、原料価格が高止まりしているとともに、その価格高騰分を製品価格に転嫁することが困難であるなど、事業者は非常に厳しい経営状況にある。また、直近の経営体は約40社で、操業停止や廃業に追い込まれる工場も出てきており、全盛期と比較すると約3分の1まで減少している。

また、本市では全国に名高い焼酎「さつま白波」が製造されており、令和6年12月に「伝統的酒造り」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことを契機として、焼酎ブームの再来を目指している。

(3) 企業誘致

企業誘致については、既に水産加工業の企業を中心とした誘致が行われ、地域経済の一翼を担っている。しかし、若い世代の人口流出も進んでおり、若年・Uターン・Iターン労働者の確保と定住促進を図るための企業誘致が必要とされている。

(4) 起業促進

本市は、薩摩半島の南端に位置し、人口が減少し都市部へ集中するなか、鹿児島市南部地域における消費者の需要を網羅した大型ショッピングセンターの整備により、地元消費者がその地域に流れており、本市での起業が非常に厳しい状況である。

また、後継者であれば旧店舗の改装等を行い新たな事業も起こせるが、新たに起業を行う際には、ある程度の初期投資が必要であり、このため出店できない現状がある。

市内中心部の空き店舗の再利用についても、旧店舗所有者が住宅と併用しているケースも多く、他人に使用してほしくないなどの意見もあり、起業促進につながっていない状況である。

(5) 商業

商業面においては隣接する地域への24時間営業の大型店の進出や鹿児島市南部地域において消費者の需要を網羅した大型ショッピングセンターが整備され、消費者の動向はその地域に流れており、大きな環境の変化となっている。

小売販売額は減少傾向にあり、市内中心部の大型スーパーが市民の日常的な消費をほとんどカバーする中で、既存の商店街等への買い物客の来訪が著しく減少しており、商店街の活力は大きく低下している。

また、小売店では、店主の高齢化が進むとともに、事業を継続するための後継者は不足し、廃業した店舗も多く空き店舗が増えている。

こうした中、市内の9の通り会は「枕崎市通り会連合会」を組織し、商店街の活性化に努めている。特に通り会連合会が料飲業組合と協力して開発した「枕崎鰹船人めし」は、県内商店街のグルメグランプリで2連覇を達成し、市内の店舗でも販売され枕崎の新たな名物料理となっている。

(6) 観光

本市は、薩摩半島随一の景観を誇る火之神公園や本土最南端の始発終着駅を有するなど、魅力的な観光資源に数多く恵まれているとともに、カツオ・かつお節・鹿籠豚・焼酎など豊富な食資源を生かした食の観光開発にも力を注いでいるが、薩摩半島の南端に位置する本市までは九州新幹線の全線開業効果は余り及んでいない。

また、近年、個性化・多様化する観光ニーズの変化に対応していくためには、現状としては各施設が点在し滞在時間が短い観光となっていることから、各施設が連携した本市の特色ある観光ルートの開発と滞在型観光地づくりが課題となっている。

こうした中、本市においては平成25年4月に新たに枕崎駅舎が完成し、今後は、駅舎及び駅周辺を本市観光の起点とし、令和6年3月にリニューアルオープンしたお魚センターをはじめとした観光施設等においても体験・参加型観光を拡充し、火之神公園までを結んだ周遊性の高い観光ルートを構築する必要がある。

令和3年4月に指定された薩南海岸県立自然公園は、県や関係市とともに景観や自然環境を保全しつつ、新たな観光スポットとして活用し、その魅力の発信を図る必要がある。

あわせて、近隣地域と連携しながら広域観光ルートの開発にも取り組み、より多くの観光客・交流客が訪れるための観光振興策を展開していく必要がある。

2 その対策

(1) 農林水産業

農業振興策として作成した「地域計画」を毎年更新し、地域の中心となる認定

農業者等の担い手への農地利用の集積・集約化を推進するとともに、農地中間管理事業や中山間地域等直接支払制度等の各種施策を活用することで荒廃農地の発生を防止する必要がある。また、新規就農者を確保し、新たな認定農業者を育成するとともに、地産地消の推進として、地域資源を活かした商品開発・販売などの6次産業化の取組、学校給食での地場産品の使用の促進、民泊型教育旅行による都市農村交流を進め、本市の農業・農村の活性化を図る必要がある。

枕崎市の農畜産物の生産に当たっては、「美味しい」、「安全・安心」、「環境保全」の取組を推進しながら需要拡大に向けた農業を実現するために生産規模の拡大や機械化及び集出荷施設・加工施設等の生産基盤の強化を推進し、高品質・省力低コスト生産体制の確立を図る。

特に、本市の基幹作物である茶については、高齢化・市場価格の低迷等で農業者がリタイアすることが見込まれることから、地域での話し合いを通じた合意形成による規模拡大を推進するとともに栽培から収穫に至る機械・施設の生産基盤の整備を図り経営基盤強化を目指す。

また、国内市場は縮小しつつあるが、世界的な健康志向の高まりから各国の緑茶需要は拡大傾向にあることから、有機栽培の推進や輸出に対応した茶づくりの推進を行いながら消費者ニーズに対応した特徴ある茶づくりと優良品種の導入を推進する。

甘しょにあっては、地場産業である焼酎の原料として安定した生産と実需者のニーズに対応した高品質な生産が重要であることから、農地流動化による集積と集約化を加速させ生産基盤の整備とあわせ効率的でかつ省力低コスト生産を推進する。また、サツマイモ基腐病等の蔓延防止対策を推進する。

野菜は、南薩地域の広域にわたる野菜産地を形成し、野菜の集出荷施設の再編整備を推進する。また、冬作を主とした野菜づくりで甘しょとの二毛作による耕地の利用率を高め所得向上を推進する。

花きにあっては、農地流動化に伴う経営規模の拡大とあわせ新技術の活用による栽培・品質管理の高度化を図るとともに、低温開花性、耐病性等のある新品種の導入等により省力低コスト生産を推進する。

果樹にあっては、国民の健康志向やおいしい、食べやすい、日持ち性などの品質を持った新品種への改植事業を推進し産地づくりに努める。

畜産については、飼養衛生管理基準を基本とし防疫体制の強化を図るとともに効率的生産によるコスト削減を推進する。また、肉用牛の販売では「枕崎牛」の契約取引を推進し、所得の向上に努める。

農畜産物の需要拡大を図るため、消費者から信頼される安全・安心な農畜産物を生産することを基本に農薬取締法の遵守、各種GAPなどの第三者認証の推進を図るとともに、日本食と健康に関する学術的・科学的知見の収集と普及を通じ学校給食に対する農畜産物を安定的に供給し、食育活動を推進する。

農業者の高齢化が急速に進展する中、今後の農業の担い手となりえる青年の就農促進と後継者への経営継承を円滑に行う必要がある。しかし、技術の習得や所得の確保等が課題であることから、就農に関する相談や就農前後の青年就農者に対する農業次世代人材投資事業等を活用することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り青年就農者の大幅な増大を図る。

森林の有する公益的機能を発揮させ、林業生産性を向上させるため、森林組合、森林づくり推進員等により、間伐等の啓発普及を図り、補助事業などにより、民有林における人工林の再造林、除伐・間伐等及び天然林の改良等の保育事業を実施し、森林整備を促進していく。林道、林業専用道、森林作業道等の整備についても、計画的に整備し生産基盤の向上に努め、あわせて山地災害を防止するため、治山事業に取り組んでいく。特用林産物については、まきの安定供給に向けた生産振興など、産地づくりに取り組んでいく。

また、農作物等の鳥獣被害を防止するため、被害防止対策を推進するとともに、鳥獣被害対策事業を実施していく。

農業農村整備の問題点も帰結するところは、高齢化対策や担い手の確保、すなわち“人”である。よって、意欲のある担い手の確保や経営規模拡大に効果的な事業、維持管理軽減に資する事業を重点的にソフト・ハード両面から早急に力強く推進し、農業競争力を強化していく。具体的には、未舗装路線の計画的な舗装整備事業や、農道や水利施設の更新・長寿命化事業の導入、多面的機能支払制度を活用した農道や水路の保全管理体制の再構築である。これらにより魅力的な農業基盤の形成と維持を図り、食料供給基地としての機能を高め農業者を支援する。

遠洋かつお一本釣り漁業は、本市の基幹産業であり、その存続を図るため、カツオ漁業の経営安定と漁場の安定確保について、国・県・関係団体に強く要請するなど、十分な対策に努めるとともに、収益性の高い漁業を目指し、水産技術開発センター等と連携した先端技術の導入や魚価安定対策を推進する。

沿岸漁業は、沿岸漁場の再生のため藻場保全やサンゴ保全活動などの水産多面的機能発揮対策事業に取り組んでいるほか、イカ柴投入・ヒラメの稚魚、抱卵イセエビ放流などの資源管理型漁業を行うとともに、新たな漁業生産の取組としてナマコの放流や増殖、漁獲の研究を支援していく。

燃油高騰対策では漁業経営セーフティネット構築事業の活用など、省燃油活動推進事業への参加を促進し、持続可能な漁業経営への取組を支援していく。

また、ハード面の事業のみでなく、担い手支援等を含めたソフト事業も推進する。

(2) 地場産業

本市の基幹産業であるかつお節製造業については、原魚の確保を図るため、大型海外まき網船が接岸するために必要な水深9m岸壁が整備され、EUをはじめ諸外国への輸出入を視野に入れ、高度な衛生管理体制を引き続き推進していく。

また、経営安定対策に向けて作業の効率化、省力化、機械化等を促進し、後継者対策、外国人材の受入れなど、官民一体となって専門化、協業化、環境対策等を推進する。

さらに、食の安全性に対する国民の関心の高まりへの対応と、海外への水産物加工品の輸出を見据え、衛生管理対策を中心とした施設改修及び新設を支援していく。

かつお節や緑茶をはじめとした農水産加工品や焼酎など本市が誇る地場産品を「枕崎ブランド」として国内及び海外において発信し、販路開拓を促進することで、本市及び地場産品の認知度・イメージ向上を図るとともに、地場産品を活用

した市内事業者の商品開発やEC活用等を支援することで新市場開拓を支援していく。

(3) 企業誘致

関係機関と連携・協力し情報収集、情報発信に努めるとともに、企業への優遇制度の充実やソフト面の支援を充実させ、積極的な企業誘致を展開する。特に水産業・水産加工業を中心とした食関連の地域産業づくりに深く寄与する食料品製造業などの特定業種の誘致を強化することで地域活性化、雇用の拡大及び所得の向上を図る。

(4) 起業促進

地理的ハンディを背負っている反面、本市には水産物を取り扱うのに有利であるという利点を生かし、水産物を使った新たな加工品の開発を含めた6次産業化による起業の促進を目指す必要があるため、チャレンジショップ促進支援事業や商店等新規出店支援事業等を継続し、起業促進につなげる。

さらに、創業支援等事業計画に基づき、枕崎市創業支援ネットワークの関係機関と連携を図ることで、起業希望者及び起業後間もない事業者に対する一貫したハンズオン支援を行う。

また、稚内市と出雲市の協力を得て官民一体で、あらゆる業種で新たに取り組むコンカツ（昆鯉・婚活）プロジェクトを絡めた起業の検討も必要である。

(5) 商業

市民の日常的な買い物の場としての商店街の機能の再構築が必要である。「枕崎市通り会連合会」と連携し、魅力ある商店街づくりに向けた取組を行う。

また、稚内市と出雲市の協力を得て官民一体で取り組むコンカツ（昆鯉・婚活）プロジェクトにおいては、新たなメニューをはじめ、新たな菓子商品・グルメ・グッズを開発・情報発信し、購買流入人口増を図る。

市内の主な商店街で新たに事業に取り組む出店者に対しては、商店等新規出店支援事業を継続し、出店しやすい環境づくりに努める。

キャッシュレス決済の導入やEC活用等による個店の新たな顧客獲得を支援する。

(6) 観光

本市の代表的な観光施設である火之神公園の整備については、県の補助事業等の活用を図り、自然の景観を生かしながら魅力ある観光地づくりを進める。薩南海岸県立自然公園については、県や関係市と連携して環境整備を行い、新たな魅力の発信を図る。また、枕崎駅を起点とし、お魚センター等の観光施設、火之神公園までを結んだ観光施設のネットワーク化を図り、市内を周遊する観光ルートの整備を推進する。

近年のゆとりある生活への志向、観光ニーズが体験型・参加型に変化してきているなか、農村空間、漁村空間などの体験素材を活用した体験型観光の振興を図ると同時に、かつお節工場や焼酎工場等を活用した産業観光の振興を図る。ま

た、神話や史実等を活用した観光ルートの整備を図る。

カツオ、かつお節、鹿籠豚、紅茶、焼酎など豊かな食資源を活用した新たな特産品等の開発を進めることで、食のまちづくりを一層進める。

稚内市と出雲市の協力を得て官民一体で取り組むコンカツ（昆鯉・婚活）プロジェクト、近隣の南薩地域との連携を一層強化した中で広域観光ルートの確立を図るなど、広域観光を推進することで交流人口の増加を図る。

観光協会との連携・強化を図りながら、本市の魅力ある観光施設・イベント等の情報発信及びPRの強化を図ると同時にボランティアガイドの育成、おもてなし、受入態勢などホスピタリティの向上を図る。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	畑地帯総合整備事業（県営事業負担金）	県	
		水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（県営事業負担金）	県	
		活動火山周辺地域防災営農対策事業	農業者	
		産地パワーアップ事業	農業者	
		畜産クラスター事業	農業者	
	(2) 漁港施設	広域漁港整備事業（水産流通基盤整備事業）（負担金）	県	
		水産基盤機能保全事業（負担金）	県	
		県単漁港整備事業（負担金）	県	
		漁港海岸整備事業（負担金）	県	
		海岸保全施設メンテナンス事業（負担金）	県	
		リマ水域及びホテル・ホテル水域等周辺漁業用施設設置助成事業	市漁協	
	(3) 経営近代化施設 水産業	種子島周辺漁業対策事業	市漁協	
	(9) 観光又はレクリエーション	公園施設長寿命化対策支援事業	市	

		公園施設長寿命化対策事業	市	
		火之神公園整備事業	市	
		薩南海岸トリップライン整備事業	市	
		妙見センター整備事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農業次世代人材投資事業 【事業内容】新規に農業を始めてから経営が安定するまで最長3年間、交付金により支援 【必要性】就農当初は初期投資が大きく生活基盤に影響があるため 【事業効果】新規就農者の経営安定化及び担い手確保	市	
		認定農業者等担い手育成・事業継続対策事業 【事業内容】認定農業者等に対し、農業機械導入等に係る経費の一部を助成 【必要性】遊休農地の解消、農業者の経営安定等のため 【事業効果】遊休農地の有効活用、農産物の生産性や品質の向上、収量増等及び担い手育成	市	
		農業後継者育成対策事業 【事業内容】農業後継者の就農直後の生活基盤が安定するまでの1年間、交付金により支援 【必要性】就農当初の生活基盤に影響があるため 【事業効果】就農者の生活基盤の安定及び担い手確保	市	
		鳥獣被害対策事業 【事業内容】有害鳥獣の捕獲活動や侵入防止柵等の整備に対する補助等 【必要性】農作物等の生産、安定供給のため 【事業効果】農業被害の軽減	市	
		中山間地域等直接支払交付金 【事業内容】中山間地域等において農業生産活動を維持することに対する支援 【必要性】農業生産条件が不利な地域において多面的機能の確保を図るため	市	

	商工業・6次産業化	【事業効果】耕作放棄地の発生防止・多面的機能の増進		
		200カイリ対策費（入漁料）補助 【事業内容】カツオ漁業者に対し、200カイリ漁業水域への入漁料を補助 【必要性】入漁料の負担が漁業経営を圧迫しているため 【事業効果】漁労経費の負担軽減によるカツオ漁業の振興	市	
		商工振興資金利子補給補助 【事業内容】中小企業制度資金の融資制度を利用した企業等に対し利子補給により支援 【必要性】市内商工業者の経営安定のため 【事業効果】商工業の育成及び振興	事業者	
		商店等新規出店支援事業 【事業内容】市街地への新規出店を行う方に対する支援を行う。 【必要性】市街地及び商工業の活性化のため 【事業効果】魅力ある商店街づくり、商工業の振興及びまちの創生	店舗等	
		特産品販路拡大支援事業 【事業内容】市外・国外の商談会や物産展等に出展する市内事業者に出展料等を補助 【必要性】販路拡大により本市地場産業を振興するため 【事業効果】本市特産品の認知度・ブランドイメージ向上	市	
		枕崎ブランド発信事業 【事業内容】県外で行われる催事等への出展及び県内において観光客が多く訪れる観光施設等で地場産品の販促活動を展開 【必要性】本市地場産品の国内外に向けた発信力強化や販路開拓のため 【事業効果】「枕崎ブランド」の確立	市	

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市内全域	製造業、旅館業、農 林水産物等販売業、 情報サービス業等	令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日	

- (2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

「第3章 産業の振興」における「2 その対策」及び「3 計画」に記載のとおり。

5 公共施設等総合管理計画等との整合

- (1) 公園

公園施設は、「都市公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具・その他公園施設等について、予防保全型の維持管理による長寿命化等を図る。

このほか、「枕崎市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適切に実施する。

第4章 地域における情報化

1 現況と問題点

現在の情報通信技術の飛躍的な進歩により、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」快適な情報サービスが利用できるインターネット環境化でのスマートフォン等の急速な普及は、情報通信技術の活用による市民生活や経済・産業活動の多様化・高度化など大きな変化をもたらしている。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大のリスクに対応して、テレワークやオンラインでの対話、ウェブ会議といったデジタル技術を活用した人と人のつながりが、経済、医療、教育をはじめ、様々な分野において社会経済活動の継続に大きな効果を発揮している。

さらに、近年は、第5世代移動通信システム（5G）による超高速大容量及び低遅延等を可能にした移動通信サービスが普及しつつある。しかしながら、高齢者を中心に十分な利活用が図られていない現状もあり、デジタル技術が有効に活用されている状況とはいえない。

2 その対策

新型コロナウイルス感染症拡大などを契機に、デジタル社会への移行の必要性が一層高まる中、Society5.0が目指すIoTや人工知能（AI）技術の活用などによる今まで以上に効率的で快適な社会の実現に努める。

地域社会においては、デジタル技術の活用による市民に対する情報伝達網の構築に努めるほか、デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住人が実感できるための活用支援や、デジタル技術を活用した産業振興や働く場の創出などについて検討する。

行政分野においては、市民ニーズの多様化に対応すべく、AIを活用した事務処理の効率化・迅速化に努めるほか、マイナンバーカードの利活用、国の進める情報システムの標準化・共通化に対応するなど、自治体DXに取り組んでいく。

3 公共施設等総合管理計画等との整合

「枕崎市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適切に実施する。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

(1) 交通基盤

本市の道路網は、一般国道225号、226号及び270号、主要地方道2路線、一般県道3路線を骨格に、市道、農道、林道により構成されている。

重要物流道路に指定されている国道225号は、高速交通体系から遠く離れた本市にとって、県都鹿児島市をはじめとする大消費地へのアクセス道路であるとともに、高度医療・産業・経済・観光・文化興隆の上からも極めて重要な役割を担っている路線であり、年次的に線形改良や登坂車線が設置されるなど着実に整備が進んでいるが、更なる視距改良等の整備が望まれている。

薩摩半島の西岸を縦断する国道270号は、整備が進められている南九州西回り自動車道への重要なアクセス道路であるが、急カーブや急勾配箇所が多く、交通事故も多発している状況であり、早期の完成が望まれている。

高規格道路の南薩縦貫道は、南薩地域と県都鹿児島市のみならず、九州の高速道路網と連結する薩摩半島の骨格道路として、南薩地域の発展に欠かせない人と物を運ぶ重要な道路であり、平成28年度に全線開通されているが、一部が現道利用によることもあり、現行のままでは、物流の効率化や時間短縮面における課題が残っていることから、利便性の向上に向けたゆずり車線の整備など機能強化が望まれている。

地域住民の生活道路として利用されている一般県道・市道は、日常生活や地域振興に必要不可欠な道路であることから、安全性や利便性の高い道路整備を推進するとともに、老朽化した道路、主に橋梁や舗装の修繕・維持管理等を計画的に実施していく必要がある。

農道、林道については、農林業の生産性の向上のため、計画的な生産基盤の整備が重要である。なかでも広域農道等の基幹農道については、保全対策が急務となっている。

(2) 交通機関

本市における公共交通機関としては、バス路線とJR指宿枕崎線があり、学生や高齢者などの交通弱者にとっては貴重な移動手段となっている。

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりのため、公共交通機関の果たす役割は大きいですが、人口減少による利用者の減少や全国的な運転手不足の深刻化等により、公共交通の維持は容易ではなくなってきている。

このことから、公共交通に頼らざるを得ない高齢者などの交通手段の確保や、公共交通機関の空白地域などでの交通手段の確保は、今後さらに深刻な問題となっていくことが予想される。

このことから、既存の公共交通機関の更なる活性化に向けた取組を行うとともに、新たな交通体系の構築に向け取り組む必要がある。

2 その対策

(1) 交通基盤

国道・県道については、県都鹿児島市や高速交通体系へのアクセス道路、及び地域間を結ぶ重要な主要幹線道路であることから、国・県と連携しながら、視距・線形改良等の整備や利便性向上の機能強化を推進する。

市道については、地域間を密接に結び、日常生活において根幹的な役割を担う生活関連道路であり、さらに子供が日常的に利用する通学路等でもあることから、安心安全な道路整備が急務であり、本市の「子供の移動経路・通学路等の交通安全プログラム」や「ゾーン30プラス整備計画」に基づく取組を含め、安全性や利便性の高い道路整備に努める。

橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、早期措置段階の橋梁を優先しながら、予防保全段階の修繕を計画的に実施する。

舗装については、路面の老朽化が年々進行し、円滑な交通を阻害し、事故の発生リスクを高めることが懸念されることから、計画的な舗装修繕に取り組む。

農道、林道の整備については、国、県の補助事業を有効に活用し、舗装事業、保全対策事業等を行う。

(2) 交通機関

利用者が減少しているバス路線及びJR指宿枕崎線の維持・利便性向上の要請を行うとともに、国、県、交通事業者、沿線市と連携して利活用の促進に努める。

また、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすことから、本市の交通政策に関わる課題の解決に向け、地域公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」に基づき、まちづくりと連動した持続可能な移動サービスの提供に取り組んでいく。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道 道路	街路3・6・12号線（改良・舗装） L=200m W=5.5m（11.0m）	市	
		神浦木浦線（改良・舗装） L=500m W=5.5m（7.0m）	市	
		枕崎山口線（舗装） L=500m W=6.0m（12.0m）	市	
		通山大堀線（改良・舗装） L=330m W=5.5m（8.0m）	市	

板敷大隣線（改良・舗装） L=600m W=5.5m（8.5m）	市	
宝寿庵山口線（改良・舗装） L=200m W=4.5m（5.5m）	市	
瀬戸線（改良・舗装） L=300m W=5.5m（6.5m）	市	
田中火之神線（改良・舗装） L=500m W=5.5m（8.5m）	市	
宝寿庵出水線（改良・舗装） L=80m W=5.5m（6.5m）	市	
金山線（改良・舗装） L=500m W=5.5m（6.5m）	市	
駒水川原線（改良・舗装） L=100m W=5.0m（6.0m）	市	
駒水勝目線（改良・舗装） L=440m W=4.0m（5.0m）	市	
街路3・6・10号線（改良・舗装） L=300m W=5.5m（11.0m）	市	
街路3・6・10の2号線（改良・舗装） L=300m W=5.5m（11.0m）	市	
大堀大塚線（改良・舗装） L=160m W=4.5m（8.0m）	市	
大堀牧園線（改良・舗装） L=100m W=4.0m（6.0m）	市	
火之神春日線（改良・舗装） L=300m W=5.5m（6.5m）	市	
越脇木原線（改良・舗装） L=200m W=6.0m（7.0m）	市	
西之原麦長迫線（改良・舗装） L=100m W=5.5m（6.5m）	市	
大塚滝ノ上線（改良・舗装） L=200m W=5.5m（6.5m）	市	
大堀下野原線（改良・舗装） L=400m W=5.0m（8.0m）	市	
枕崎飛行場線（改良・舗装） L=300m W=6.5m（7.5m）	市	
越脇宝寿庵線（改良・舗装） L=120m W=4.5m（5.5m）	市	
深浦大堀線（舗装） L=250m W=4.0m（5.0m）	市	
日渡大塚線（舗装） L=300m W=4.5m（5.5m）	市	
木場礼尾線（改良） L=500m W=7.5m（6.5m）	市	
県道路事業負担金	県	

	橋りょう	橋梁長寿命化修繕事業	市	
		橋梁詳細点検業務	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地区道舗装等補助 【事業内容】各集落が行う地区道の舗装工事、排水路工事等に対する支援 【必要性】各集落の負担を軽減するため 【事業効果】集落の住環境の整備	各集落等	
	(10) その他	交通安全施設整備事業（区画線・防護柵・道路反射鏡）	市	
		道路維持補修事業（舗装補修・側溝改修）	市	
		擁壁・法面変状対策事業（災害防除）	市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

(1) 道路（市道）

道路整備については、財政状況や重要性を勘案し整備を行っていく。また、パトロールの実施で損傷等の把握を行い、安全確保に努め予防保全型の維持管理による長寿命化を図る。

(2) 橋りょう

橋りょうについては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき整備を行っていく。定期的な点検を行い、安全確保に努め予防保全型の維持管理による長寿命化を図る。

このほか、「枕崎市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適切に実施する。

第6章 生活環境の整備

1 現況と問題点

(1) 上下水道

本市の上水道普及率は令和6年度末現在86.2%であり、簡易水道等と併せると、94.9%となっている。管路及び施設については、老朽化に伴い更新及び耐震化が必要であるが、一方で人口減少に伴う料金収入の落ち込みに対応するため、安定的な経営基盤の強化を図っていかなければならない。また、水源に乏しく慢性的な水不足を抱えており、渇水時期の安定的な水の供給対策も課題となっている。

下水道事業については、昭和59年3月の供用開始以来41年が経過し、令和6年度末現在、供用開始可能世帯6,536世帯に対し水洗化世帯5,903世帯であり、水洗化率は90.3%となっている。また、令和6年度末現在水産加工場の接続率は94.7%（38工場中36工場接続）となっている。

管渠整備については、認可区域内の整備面積434.9haが平成30年度で完了したところである。

本市の下水道事業の問題点として、

- ① 水産加工場の汚水を受け入れているため、他市町村に比べて維持管理に係る経費（汚泥処分費等）が大きい。
- ② 供用開始後41年が経過し、管渠や終末処理場等の下水道施設の老朽化による更新に多額の費用が必要となる。
- ③ 人口減少や接続の遅延に伴い、料金収入の確保が難しくなっている。
- ④ 初期投資が大きい下水道事業において、公債費の償還が財政運営を圧迫している。

などがあり、いずれの問題も容易に解決するのは難しいのが現状である。

(2) 廃棄物処理施設

本市のし尿・ごみ処理については南薩地区衛生管理組合に加入し、広域処理を行うことで事業の効率化と平準化に取り組んでいる。それらの施設を統合する高度な環境保全対策を備えたなんさつECOの杜が令和6年9月から供用開始したことに伴い、本市では、家庭系一般廃棄物の受入れと資源ごみの中間処理、一時保管を行う枕崎市内鍋リサイクルセンターを開設したところである。リサイクルセンターの管理運営にあたり、車両やリサイクル中間処理機器の更新に多額の費用が必要となる。令和5年度におけるごみの1人1日当たりの排出量は1,036gと県平均より多く、リサイクル率は11.2%で県平均より低い状況である。生活環境が多様化している中で市民への更なる啓発活動を行い、ごみの減量化やリサイクル率の向上を図る必要がある。

(3) 火葬場施設

枕崎共同斎場は、平成3年に運用が開始され、令和元年度に大幅改修工事を行

っている。施設を管理する南薩地区衛生管理組合と連携しながら、利用される方や地域の環境に配慮した維持管理を行っている。

(4) 消防

本市の消防体制は、常備消防が1消防本部1消防署で定数44名、非常備消防は1団本部7分団の定数260名、計304名体制で消防業務を担っており、管轄面積は74.75km²で市街地を中心にコンパクトな管轄区域である。

また、消防力については、車両等の機材の充足率は100%であるが、消防水利の充足率は44.5%、常備消防の人員充足率は46.7%と低い状況となっており、本市の消防力に対応できないような災害等が発生した場合は、隣接する消防機関との間で、消防相互応援協定や県内消防相互応援協定により、相互に応援活動を行う体制を構築している。

消防業務については、火災件数や救助件数については増減を繰り返しながらも横ばいの状況が継続しているが、救急件数については増減を繰り返しながらも増加傾向である。

課題として、更新時期を迎えている消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備の更新を行う必要がある。

また、別府地区を中心に消火栓が設置されていない簡易水道地区が点在し、防火水槽が消防水利の重要なファクターとなっていることから、地震等の大規模災害時における消火用水の確保と併せて、消防水利を計画的に整備する必要がある。

なお、救急件数の増加に伴い市外への転院搬送の増加、また、救急出場中に火災が発生する場合もあることから、人員補充のために非番職員等を招集して対応する状況も増加傾向となっている。

消防団については、少子高齢化や人口減少等により定数を下回っているが、消防ポンプ自動車の数は充足率100%を維持継続している。

また、大規模災害等に対応するため、定期訓練等の実施や各種研修等の参加及び装備の充実・強化のため、安全装備品等の更新及び整備を進めている。

課題としては、近年、少子高齢化や人口減少等により団員の確保が難しくなっていることから、団員確保に向けた取組と併せて、消防団の再編に向けた取組を行っていく必要がある。また、大規模災害時の活動を想定した訓練として、消火活動だけでなく、救助、応急救護、避難誘導など、多様な災害に対応できるよう、実践的な内容に重点を置いた訓練の必要がある。

(5) 公営住宅

現在管理している市営住宅について、建替えや長寿命化計画について「公営住宅等長寿命化計画」に基づき維持管理を行っている。

現在の管理状況で、全体の28.1%が耐用年数を経過し、36.5%が耐用年数の2分の1を経過している。

構造別では、簡易耐火造平屋の全てが耐用年数を経過し、簡易耐火造2階は全て耐用年数の2分の1を経過している現状である。

更新期を迎える市営住宅の効率的かつ円滑な更新を行うことが必要である。

(6) 公園

本市の都市公園は、現在25箇所あり、そのすべての公園が開設後25年以上経過をし、施設の老朽化が進んでいる状況である。毎週、公園巡回を行い、定期的に遊具施設、便益施設等の点検を行っているが、近年は老朽化による施設の改修・更新を行うことが多く、費用も膨大なものとなっている現状である。将来的な財政負担の軽減を図りながら地域のニーズに応じた公園整備を行うことが必要である。

(7) 環境保全

「ヤンバルトサカヤスデ」の対策として生活環境保全事業を実施し、不快害虫の駆除と抑制を図っているが広範囲に発生している状況である。また、生活環境向上のため公共下水道区域以外の地区については浄化槽設置整備事業を実施しており、河川・海域・事業場の水質検査を行っている。各検査の基準超過特定事業場には改善勧告により指導を行っているが解決につながっていないことが課題となっている。

2 その対策

(1) 上下水道

〔上水道〕

- ① 老朽化した管路・施設の更新と耐震化
- ② 安全な水源確保及び水質保全並びに渇水対策
- ③ 漏水や不具合メーターの早期発見による有収率向上
- ④ 給水量と給水収入の減少に伴う適切な事業運営
- ⑤ 将来を見込んだ施設の再編、規模縮小及び水道料金の検討

〔下水道〕

- ① 令和6年度から下水道使用料の改定を行ったが、維持管理費に多額の経費がかかっている現状では、今後も下水道使用料改定を検討する必要がある。また、汚泥処分費等の経費については、汚泥受入先の調整による汚泥処理費用の縮減を図っていく。
- ② 令和6年度に策定したストックマネジメント計画（2期）に基づき優先順位を付けて計画的な改築・修繕を推進し、継続的に安定した処理を行っていく。
- ③ 未接続世帯に対し、生活環境への負荷軽減、河川・海の水質保全など下水道の役割を広報するとともに、個別訪問を行うなど水洗化を推進し、収益の確保を図る。また、令和6年度改定した経営戦略を基本とし、収支計画を作成して安定的な経営を持続できるよう下水道使用料の改定時期・改定率の検討に取り組んでいく。
- ④ 経営戦略を基本に事業債借入は計画的に行い、起債残高を増やさないように取り組んでいく。また、金融機関へ金利見積を徴取し低金利での起債借入を行う。

(2) 廃棄物処理施設

ごみ問題については、持続可能な社会の実現のために環境に配慮した処理が求められることから、4 R（Refuse、Reduce、Reuse、Recycle）を推進し、分別収集の徹底に努め、リサイクル率を17.6%へ高めることによりごみ全体の排出量を900 g/人・日を目指す。そのためには、市民一人ひとりの協力や各種団体と一体となった施策を進めていかなければならない。また、内鍋リサイクルセンターの車両、中間処理機器は、機器が老朽化していることから年次的な更新を行う。

(3) 火葬場施設

市民生活において必要不可欠な施設である火葬場の老朽化対策については、計画的な改修を行い、施設・設備の維持管理に努める。

(4) 消防

消防本部の中核機構を担う高機能消防指令システムへの更新整備を行い、火災や救急をはじめとする各種消防業務を迅速かつ的確に処理する通信指令体制の構築並びに消防活動時の効果的な運用を図るとともに、消防力の維持向上を目的として消防車両等の計画的な更新整備を行い、市民生活の安心、安全の確保を図る。

また、地震等の災害時に使用可能な耐震性を有する防火水槽の整備と併せて、既設防火水槽の更新整備や補修等による長寿命化対策を行い、消防水利の充足率向上を図る。

救急件数の増加への対応については、引き続き救急車の適正利用について広報等で市民等へ周知を図り、県主体で進めている＃7119の導入や日勤救急隊の配備についても検討する。

消防団については、団の組織体制の見直し（活動拠点の集約など）を行いながら団の維持向上を図る。

また、実践的な訓練については、常備消防との合同訓練や近隣市の消防団と合同訓練を実施し、連携体制の強化を図る。

安全装備品等の更新・整備については、消防団の装備の基準に基づき防火衣一式等の安全装備品及び情報伝達装備並びに救助活動用資機材等の計画的な整備を行う。

(5) 公営住宅

市営住宅については、長期的な活用を図るため、定期点検や修繕等を行い適切な管理に努め、長寿命化や居住性の向上を図るために、外部改修や高齢化対策など計画的な整備を実施するとともに、老朽化の著しい市営住宅については、建替えや用途廃止など計画に基づいた整備を行う。

(6) 公園

都市公園については、令和元年度（令和7年度更新）に公園施設長寿命化計画の策定を行い、長寿命化計画に基づく施設更新を実施している。予防保全的管理を行い、施設の延命化や老朽化に起因する事故を未然に防ぐとともに、将来的な

財政負担の軽減を図りながら安全で安心して利用できる都市公園施設の整備を行う。

(7) 環境保全

生活環境保全事業として「ヤンバルトサカヤスデ」の駆除と蔓延防止を図るとともに、不法投棄の防止やへい死獣処理を実施している。排水・悪臭対策として、各検査を実施しており河川のBOD値達成90.5%以上を目指す。公共下水道区域以外の地区については浄化槽設置整備事業を行い、更なる水質の改善を図っていく。そのため、市民・事業者に啓発・検査を実施し、業者と市民の意識を変えていくことが有効である。また、地域と一体となった共生社会の実現に向けた環境保全促進事業により協働事業を支援し、快適な生活環境の確保を図っていく。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(2) 下水処理施設 公共下水道 その他	公共下水道管渠施設の改築 (ストックマネジメント計画)	市	
		公共下水道処理場等施設の改築 (ストックマネジメント計画)	市	
		公共下水道管渠・処理場等施設の新設・改築	市	
		環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 その他	PET ボトル・廃プラ圧縮機更新事業	市	
		フォークリフト整備事業	市	
	(5) 消防施設	高規格救急自動車更新事業	市	
		はしご車更新事業	市	
		小型動力ポンプ更新事業	市	
		消防ポンプ車更新事業	市	
		救助工作車更新事業	市	
		防火水槽整備事業	市	
	(6) 公営住宅	市営住宅建替え事業	市	

		市営住宅長寿命化事業	市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	生活環境保全事業 【事業内容】ヤンバルトサカヤスデのまん延防止及び駆除業務、環境パトロール、ごみの分別の指導、不法投棄ごみの収集等を実施 【必要性】市民の快適な生活を支援するため 【事業効果】市民の快適な生活環境の確保	市	
	(8) その他	県単砂防事業負担金	県	
		県単急傾斜地崩壊対策事業	市	
		急傾斜地崩壊対策事業負担金	県	
		排水機場排水ポンプ関連施設更新事業	市	
		公園施設長寿命化対策支援事業	市	
		公園施設長寿命化対策事業	市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

(1) 上水道

上水道施設については、枕崎市水道ビジョンに基づき老朽化した基幹施設等の更新を計画的に進め、安定供給、長寿命化、コスト縮減を図る。

(2) 下水道

下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき、施設・管路の定期的な点検、計画的な改築・更新を行い、予防保全型の維持管理による長寿命化を図る。

(3) 公営住宅

市営住宅は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、維持する住宅においては定期的に点検を行い、外壁改修や屋根防水などの予防保全型の維持管理による長寿命化を図る。

建替えについては、今後の人口減少に伴う需要の減少、空き家の増加などの社会情勢を踏まえながら、地域のバランスを考慮した適正な住宅の供給を行っていく。

(4) 公園

公園施設は、「都市公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具・その他公園施設

等について、予防保全型の維持管理による長寿命化等を図る。

このほか、「枕崎市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適切に実施する。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

(1) 児童その他の保健、福祉

少子化が進行し、子どもの数が減少しているが、核家族化や両親の共働きなどにより、子育て支援のニーズは増加する傾向にある。市内の子育て支援グループと連携を図りながら、子育て支援活動の活性化を図る必要がある。

また、仕事と育児の両立を支援するためには、保育所・幼稚園・認定こども園と連携を図りながら、子育てしやすい環境づくりも重要である。

核家族化及び共働き世帯の増加など家庭環境の変化やいじめ・不登校、児童虐待、連れ去り事件などが全国的に多発し、地域及び子どもを取り巻く環境も大きく変化している中、子どもの人権擁護及び安全性の確保が急務となっている。

このようなことから、一人で子育てに悩んだり、育児を放棄したりするなど問題を抱える母子・父子家庭が増えてきており、子育て支援のニーズは年々増加傾向にある。

そこで、子育て家庭が仕事と育児を両立させ、働きながら子どもを産み育てやすい環境を整備することが重要な課題となっている。また、孤立した子育てを防止し、虐待リスクの高まりを防ぐために、出産前から継続して、市や支援機関等が、妊婦・子育て世帯とつながりを保ち、気軽に相談できる環境や関係性を構築することが必要である。

(2) 高齢者保健、福祉

本市の令和2年国勢調査における65歳以上の人口は8,192人であり、高齢化率は40.9%である。平成27年国勢調査における65歳以上の人口は7,992人、高齢化率は36.3%であり、比較すると65歳以上の人口で200人、高齢化率で4.6ポイント増加している。今後の高齢化率は、令和12年に45.4%、令和17年に47.1%と見込まれている。

また、令和2年国勢調査における高齢単身世帯数は2,099世帯で、市全体の22.2%を占めている。平成27年国勢調査における高齢単身世帯数は2,086世帯で、市全体の20.7%を占めており、比較すると高齢単身世帯数で13世帯、市全体に占める割合で1.5ポイント増加している。同様に、令和2年国勢調査における高齢夫婦世帯数では1,819世帯で、市全体の19.2%を占めている。平成27年国勢調査における高齢夫婦世帯数は1,732世帯で、市全体の17.2%を占めており、比較すると高齢夫婦世帯数で87世帯、市全体に占める割合で2.0ポイント増加している。

このように本市における高齢化は進行しており、高齢者の生活習慣病の増加とそれに伴う国保医療費の増加が重要な課題となっている。

高齢者の保健においては、「自分の健康は自分で守る」という市民意識の啓発を促すとともに、健康づくりの推進、各種健診、保健指導等について、枕崎市健康センター（老人福祉センター）を中心に、各種団体と連携して実施し、生活習慣病など疾病の早期発見・治療により、高齢者の健康の保持増進を推進していく必要がある。

超高齢社会を迎え、後期高齢者（75歳以上）人口の比率が高まり、要支援、要介護認定者の増加も見込まれる。また、寝たきりや認知症の症状がある等の介護を必要とする高齢者が増加している。核家族化が進み、高齢者の独居や高齢者のみの世帯が増えていることに加え、少子高齢化による介護人材の不足など、高齢者の問題は年々大きく、かつ深刻なものになりつつある。このような中で、高齢者が健康でその有する能力に応じ自立した日常生活を送ることが、高齢者自身にとっても社会全体にとっても極めて重要である。高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らせる社会を築くため、元気な状態で生活できるよう社会参加による生きがいづくりや健康づくり、住民同士が地域で支え合う体制づくりを推進することが求められる。また、寝たきりや障害があっても住み慣れた地域で生活を継続することができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっており、介護や福祉をはじめとする高齢者福祉の充実が求められる。

(3) 地域福祉

地域の相互扶助と公的サービスにより高齢者の暮らしは支えられてきたが、団塊の世代が高齢者世代となり、出生数の減少や若年層の大都市への人口流出などによる少子高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加など家族内の絆の弱まり、終身雇用慣行の変化や非正規雇用の増加、若年層の雇用情勢の悪化、企業の経費削減などが進む中で、これまでのような支えは期待できなくなっている。

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らせる社会を築くため、公的サービスだけでなく社会参加や健康づくりによる「自助」、住民同士が地域で支え合う「互助」が求められる。

また、寝たきりや障害があっても住み慣れた地域で生活を継続することができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっている。

少子高齢化が進み自治会の弱体化や個々の生活の多様化等により、人間関係が希薄化する地域社会の現状の中、すべての人々が社会の中で、普通の生活や社会活動ができるような「ノーマライゼーション」の理念に基づき、市民の一人ひとりが支え合い、いきいきと暮らせる助け合いと理解のもと、誰もが自分らしく生きがいを享受できる地域福祉社会の構築が課題となっている。

核家族化や共働き世帯の増加に加え、地域の間人関係が希薄になっている中で、育児の孤立化を防ぎ、仕事と家庭の両立を図る子育て支援対策が課題となっている。

(4) 地域保健

本市の令和2年の市町村生命表に基づく平均寿命は男性80.0歳、女性87.0歳で、県平均（男性81.0歳、女性87.5歳）や国平均（男性81.5歳、女性87.6歳）をいずれも下回っている。また、県健康増進課によると、南薩圏域の令和3年の平均寿命は、男性80.32歳、女性86.98歳に対して、健康寿命は男性79.87歳、女性85.93歳である。このように男性では平均寿命と健康寿命の差は0.45歳で、女性は1.05歳となっており、この差は医療や介護を必要とする期間と言える。その主な

原因である生活習慣病は、適切な運動・食事等により予防・改善することができることから、各種団体と連携を図りながら地域保健活動の推進を図ってきた。

今後もこれまでと同様に、生活習慣病等に関する対策の市民への啓発を積極的に行い、枕崎市健康センターを拠点として、各種検診や保健事業を活用し、地域に根ざした地域保健の充実を図る必要がある。

2 その対策

(1) 児童その他の保健、福祉

- ① 子育て家庭が安心していきいきと子育てを行えるよう、行政、関係機関、市民がそれぞれの役割を担い、人と地域が支え合い子どもが健やかに育つ環境づくりを目指す。
- ② 乳幼児健診等の母子保健事業の充実、子育て世代包括支援センターによる子育て支援の充実を図る。また、子育てに困難を抱える家庭の早期発見・早期対応のために、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業を積極的に取り組む。
- ③ 多様化する保育ニーズにきめ細かに対応するため、延長保育、障害児保育、病児・病後児保育、保育所地域活動等の保育サービスを実施するなど保育環境の整備及び保育内容の充実を図るとともに、認定こども園への移行等に伴う施設整備も併せて行う。
- ④ 幼児教育に係る経済的負担を軽減するため、3歳以上の子どもの保育料等を無償化し、多子世帯等の3歳未満児に係る保育所等の利用者負担額の軽減に努めるとともに、3歳未満児を対象とした保育所等利用児童おむつ給付事業を実施する。
- ⑤ 市民や地域による子育て支援を促進し、子育てを地域で支える社会づくりを推進するため、地域子育て支援センター事業、子育て援助活動支援事業などを実施する。また、児童厚生施設において母親クラブによる地域組織活動を助成し、保育所・認定こども園、児童館・児童センターなどの機能を活用した児童クラブ設置育成事業、児童福祉施設併設型民間児童館事業などを実施しながら児童の健全育成を図る。このため、老朽化した各施設の修繕等を行う。
- ⑥ 虐待や育児放棄など養育に問題のある要保護児童の早期発見及びその適切な保護について、家庭相談員や枕崎市要保護児童対策地域協議会を中心に地域の関係機関・団体と連携を図る。
- ⑦ 社会情勢の変化やライフスタイルの変化に伴い増加傾向にある母子・父子家庭の実態に即し、こどもの養育と生活の安定を図るため、ひとり親家庭等医療費助成や母子家庭自立支援給付金事業及び父子家庭自立支援給付金事業等を実施し、経済的な自立に向けた支援を行う。
- ⑧ 子育て家庭の経済的負担の軽減とこども（高校生年代まで）の疾病の早期発見及び早期治療を促進し、健康の保持増進を図るため、18歳未満児童（18歳に到達した後、最初の3月31日に到達するまでの者を含む。）の医療費の現物給付を実施する。

- ⑨ 市民が安心してこどもを産み育てられる環境を維持するために、産科医療機関に対する助成制度を含め、妊産婦に対する相談支援体制の安定確保に努める。
- ⑩ こどもの出生を祝い、新生児の健やかな成長を支援するとともに、経済的負担の軽減による子育てしやすい環境づくりのため、むぞかベビー誕生祝金給付事業等を実施する。

(2) 高齢者保健、福祉

- ① 「健康まくらぎ21（第3次）」において重点施策と基本施策を定め、健康寿命の延伸と生活の質（QOL）の向上を目指し、一人ひとりの健康づくりを主体として、また、社会全体として支援していく環境を整備し、地域、関係機関・団体等と連携して健康づくりを推進する。
- ② 高齢者の健康づくりの拠点である枕崎市健康センター（老人福祉センター）の適正な維持管理に努める。
- ③ 高齢者が、その豊富な知識や経験・技能を生かし、教育や福祉、地域活動などへの社会参加をすることやシルバー人材センターをはじめ就労支援、老人クラブなどの活動や交流に取り組めるような社会づくりを推進し、地域の活性化を図る。
- ④ 老人福祉計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域の中で、保健・医療・福祉サービスを享受でき、安心して、生きがいを持って暮らせるように、住宅や食生活等の生活支援を充実させ、介護予防の取組や地域による高齢者への見守りを積極的に支援する。
- ⑤ 寝たきりや障害を持った状態でも住み慣れた地域で生活を継続することができるよう保健・医療・福祉の連携を図り、日常生活圏域を基本とした介護サービスの確保と介護家族への支援を充実し、在宅を中心とした介護を推進する。
- ⑥ 独立して生活することに不安のある高齢者や在宅での継続的な生活が困難な要介護者が、心身の状況に応じてできるだけ今までと近い場所で生活できるよう生活支援ハウス、養護老人ホーム、介護保険施設、地域密着型サービスの充実に努めていく。

(3) 地域福祉

- ① 住民主体の地域福祉を推進し、地域資源を開発、活用するための仕組みづくりを支援しながら、互いに支え合う地域社会の実現を図る。
- ② 支援を必要とする高齢者、障害者及び子育てに悩む人々を地域で見守り支え合う仕組みを構築する。
- ③ 従来の支えられる側、支える側という考え方を乗り越えて、女性、若者、高齢者、障害者等働く意欲のあるすべての人が働ける社会を目指し、ボランティア団体やNPO等の育成などを通じて地域で支え合う仕組みづくりを進める。
- ④ 住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしく暮らせるよう、医療と介護の連携や地域包括ケアシステムの構築について、コンパクトシティ化などハード面の整備やサービスのネットワーク化などソフト面の地域づくりを実施していく。

- ⑤ 関係団体・民生委員等や関連協議会等との緊密な連携を取りながら、高齢者や障害者等が地域で安心して暮らせる生活支援サービスの充実、居住の場の確保など支援体制の整備・充実を図る。
- ⑥ 地域社会において、誰もが自立して、安全で快適な生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの考えに基づき、官民共同により、住宅・公共施設、交通、教育等の生活環境の整備を図る。
- ⑦ 高齢者・障害者等の買い物や通院などの日常生活の支援及び社会活動の利便と健康維持及び介護予防の推進を図り、もって社会福祉の増進を図ることを目的に、その移動手段の確保策として交通弱者対策事業を実施する。

(4) 地域保健

- ① 特定健診や各種検診の受診率向上に努め、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、健康相談・健康教育・予防接種事業など、年齢に応じた健康増進・疾病予防活動を推進し、こころとからだの健康づくりに努める。
- ② 国民健康保険事業においては、医療費の適正化などの措置を計画的に推進することにより、運営の安定化を図る。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 児童館	児童厚生施設整備事業	市	
	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	老人福祉センター改修事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	児童クラブ設置育成事業 【事業内容】放課後児童クラブの運営に要する経費に対する助成 【必要性】仕事と子育ての両立を支援し安心して子育てができる環境整備のため 【事業効果】安心して子どもを産み育てる環境づくり	社会福祉法人	
		保育所等利用者負担金軽減対策事業 【事業内容】保育所等の運営費に対する利用者負担額の軽減を行う 【必要性】保護者の経済的負担を軽減のため	市	

		【事業効果】安心して子どもを産み育てる環境づくり		
		子育て援助活動支援事業 【事業内容】地域において育児の援助を受けたい、援助を行いたい方を会員として組織化し、相互に育児の援助活動を行う 【必要性】子育てに係る保護者の負担軽減のため 【事業効果】安心して子育てができる環境づくり	市	
		病児・病後児保育事業 【事業内容】子どもが病気で自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において一時的に保育する体制を整備 【必要性】仕事と子育ての両立を支援し安心して子育てができる環境整備のため 【事業効果】子どもの健康保持、子育て環境の整備	市立病院・社会福祉法人	
		子ども医療費給付事業 【事業内容】18歳未満（18歳に到達した後、最初の3月31日に到達するまでの者を含む。）の子どもの医療費について、窓口負担を無料とする 【必要性】子育て家庭の経済的負担を軽減するため 【事業効果】安心して子どもを産み育てる環境整備	市	
		ひとり親家庭等医療費助成 【事業内容】ひとり親家庭等の医療費を助成 【必要性】子育て家庭の経済的負担を軽減するため 【事業効果】安心して子どもを育てる環境整備	市	
		むぞかベビー誕生祝金給付事業 【事業内容】新生児一人当たり2万円の共通商品券と記念品を贈呈 【必要性】子育て世帯の経済的負担の軽減のため 【事業効果】安心して子どもを産み育てられる環境づくり	市	
		産科・小児科医療体制確保支援事業 【事業内容】県立薩南病院の産婦人科医確保のため、南さつま	市	

		高齢者・障害者福祉	市、南九州市及び本市で鹿児島大学が実施する産科医療向上の研究や人材育成等を支援する。 【必要性】産科医不足のため、十分な対応が困難な状況になっているため 【事業効果】市民が安心して子どもを産み育てる環境を維持		
			交通弱者対策事業 【事業内容】75歳以上の方及び障害を持つ方で自動車等の運転免許を持っていない方に対し、タクシー料金を一部助成するタクシー利用券を交付 【必要性】通院や買物等に係る交通手段を確保するため 【事業効果】高齢者等の外出機会の増加による健康増進	市	
		健康づくり	高血圧対策事業 【事業内容】あらゆる世代の市民が血圧を測定できる環境を整備 【必要性】高血圧を始めとする生活習慣病に対する予防と適正な治療を図るため 【事業効果】市民の健康寿命の延伸	市	
		その他	予防接種事業 【事業内容】伝染の恐れがある疫病の発生及びまん延を予防するための予防接種を実施 【必要性】年齢に応じた予防活動を推進するため 【事業効果】地域保健の推進	市	
			インフルエンザ予防接種助成事業 【事業内容】子どもと妊婦のインフルエンザ予防接種にかかる経費の一部を助成 【必要性】感染・重症化の予防を図り、健康を保持するため 【事業効果】子育て世代の経済的・精神的負担の軽減	市	
			がん検診事業 【事業内容】特定の年齢に達した者に対して、がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料券を給付 【必要性】早期発見、予防、早期治療の促進等により、がんによる死亡の減少を図るため	市	

		【事業効果】地域保健を推進し、健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現		
		産後ケア事業 【事業内容】入院を要しない程度の体調不良の産婦を対象に宿泊型等のサービスを提供 【必要性】産後の安心・安全な体制の確保を図るため 【事業効果】安心して子どもを産み育てられる環境整備	市	
		妊婦健診事業 【事業内容】妊婦に対し健康診査を受けることを勧奨する 【必要性】妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、安心して産み育てる環境を整えるため 【事業効果】少子化の解消の一助、妊婦の健康管理の充実	市	
		不妊治療費助成事業 【事業内容】不妊治療に係る費用を助成 【必要性】一人でも多くの子どもたちを安心して産み育てる環境づくりのため 【事業効果】子どもを望む夫婦に対する経済的負担の軽減	市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「枕崎市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適切に実施する。

第8章 医療の確保

1 現況と問題点

(1) 医療施設・救急医療

市内には、市立病院を含め、令和7年7月現在、病院8箇所、診療所9箇所、歯科医療機関7箇所あり、うち2医療機関は社会医療法人として登録されている。医師の高齢化と後継者不足が深刻化してきており、診療科目の縮小や医療機関数の減が危惧され、住民は必要な医療サービスを受けにくくなる恐れがある。

救急医療については、医師会に委託して在宅当番医制度が機能しており、二次救急医療については、市医師会及び南薩医師会等により、病院群輪番制を導入し、休日・夜間における初期救急医療及び重症救急患者への医療が行われている。

また、救急搬送については、重症患者のうち、一刻も早い治療が必要な患者について鹿児島市などに搬送されている。救急搬送のためのドクターヘリのヘリポートの適正な維持管理が必要である。

(2) 地域医療

平均寿命は延びてきているものの生活習慣病などの病気を抱えている高齢者も少なくないため、今後は、生活習慣病等の中でも特に高血圧に関する対策の市民への啓発を積極的に行い、地域に根ざした地域医療の充実を図る必要がある。

2 その対策

(1) 医療施設・救急医療

- ① 地域医療体制の充実を図るため、医師会や隣接自治体、鹿児島大学と連携して、在宅当番医制度や病院群輪番制、医師確保の取組などを引き続き実施する。
- ② 救急搬送については、一刻も早い治療が必要な患者について鹿児島市などの病院との連携を行うとともに、必要に応じてドクターヘリを要請するなど、搬送時間の短縮を図る。

(2) 地域医療

- ① 健康なところとからだを維持し、安心して快適な生活を送れるよう、地域での医療体制の充実を図る。
- ② 地域医療に関し、ICTの活用を図るなど様々なソフト事業を展開するとともに医師確保にも努める。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持 続的発展特別 事業 その他	救急医療施設運営事業（在宅当番医制） 【事業内容】休日・祝日の昼間における地域住民の初期医療の確保及び救急医療知識の普及啓発事業を実施 【必要性】休日・祝日の昼間における医療体制の確保のため 【事業効果】安心して暮らせるまちづくり	市	
		救急医療施設運営事業（病院群輪番制） 【事業内容】休日・祝日の夜間における入院・手術を要する重篤患者に対応する救急医療体制を確保 【必要性】休日・祝日の夜間における医療体制の確保のため 【事業効果】安心して暮らせるまちづくり	市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「枕崎市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適切に実施する。

第9章 教育の振興

1 現況と問題点

(1) 学校教育

本市には8校の市立小・中学校が設置されており、児童生徒数は減少を続けている。今後は、校区ごとの一小一中の特長を生かしながら、令和9年度に予定されている市内中学校の「望ましい学校づくり審議会」の答申を踏まえ、学校規模、児童・生徒や地域の実態に応じた教育の充実・推進を図る必要がある。

学校施設においては、耐震化工事が実施され、構造部材に係る耐震化については概ね計画は達成されているが、非構造部材の耐震化工事についても早急な整備が国から強く求められてきている。

そのため、本市においては、引き続き国の補助事業等に係る非構造部材の耐震化工事等の事業推進に努めてきているが、今後とも児童生徒の安全確保に加え、地域コミュニティの基盤施設の役割とともに、災害時の緊急避難場所としての機能を併せ持つ学校施設（トイレ・グラウンド等を含む）の整備についても、国の助成制度を活用しながら進めていく。

また、トイレの洋式化についても国の助成制度を活用し、小学校から先行して整備していく。

保健体育面においては、児童生徒の運動時間や体力の二極化への対応、また、新しい生活様式を踏まえた感染症対策の取組について推進を図る必要がある。

(2) 社会教育

市民の多様な学習要求に応えるとともに、市民が心の豊かさを実感しながら充実した生活を送れるよう、積極的に学習活動に取り組める生涯学習社会の形成を推進する必要がある。また、社会教育関係者の資質の向上や社会教育関係団体の支援に努め、社会教育活動の活性化を図ることも重要である。さらに、郷土に誇りを持ち、心豊かでたくましい青少年を育てるため、家庭教育への支援や青少年を対象とした豊かな体験活動の機会の充実を図るとともに、地域の子どもは地域で育てるという意識の高揚と地域社会の活性化を図りながら、地域の連帯感や地域の教育力を高める事業を推進していかなければならない。

社会教育施設として中央公民館（市民会館）、各地区公民館（福祉センター）、サン・フレッシュ枕崎があり、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興などを目的に地域の拠点施設・コミュニティの場として設置されており、生涯学習推進体制の充実のためにも必要な施設となっている。また、中央公民館及び各地区公民館については、災害時における第1避難所としての役割も担っている。

市立図書館については、平成25年4月から指定管理者制度を導入し、利用者へのサービス向上に努めている。令和2年度に施設の大規模改修を行い、図書の貸し出し、検索機能の向上が図られるとともに、バリアフリー化など施設の環境整備を進めた。今後も、蔵書等資料の充実、図書館利用者へのサービスの向上に加

え、読書バリアフリー法を踏まえた、視覚障害者等が使用しやすい書籍の充実及び電子書籍の導入を検討していく必要がある。

社会教育施設においては、経年劣化による改修など施設の改善と設備の充実が急務となっており、今後多額の経費負担が見込まれる。

また、利用者が年々減少傾向にあり、多様な学習機会の提供、自主的な学習活動や地域づくりに関わる活動の支援などに努めているものの、指導者の養成・発掘や活性化のための方策が課題となっている。

(3) 生涯スポーツ

運動の日常化と健康・安全についての理解を通じて運動に親しむ資質や能力を育て、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む環境を整えていく必要がある。また、余暇時間の増大やライフスタイルの変化により、スポーツは健康づくりと余暇の充実という両面から、人々の生活に重要な役割を果たしている。そこで、生涯スポーツ振興の柱として、幅広い世代が参加できるコミュニティスポーツクラブへの運営協力や、社会体育施設等の計画的な整備、学校体育施設の有効活用、スポーツ推進委員の育成、民間事業者との連携など、できるだけ身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを推進していかなければならない。

2 その対策

(1) 学校教育

教育環境については、郷土の良さを活かした学習活動を重視し、GIGAスクール構想を活用した習熟に応じたきめ細やかな指導と一人ひとりの個性を活かす教育を推進する。

学校施設については、校舎及び屋内運動場等の整備及び非構造部材の耐震化工事とともに、洋式化率の低いトイレの改修を進めながら、学校グラウンドの整備についても緊急性等を勘案しながら実施していく。

また、地域の力による安心・安全な学校づくりを推進するため、学校施設を地域コミュニティの中核施設として利用するなど学校と地域が一体となった取組を推進する。

保健体育面については、児童生徒の健康教育課題の解決のため、体力の向上や食習慣の改善、健康診断の事後措置の徹底及び各種感染症の予防に努める。

(2) 社会教育

- ① 各種関係機関や団体等との連携強化を図り、中央公民館・地区公民館等の施設の改善と設備の充実など社会教育施設等の活用に努め、生涯学習推進体制の充実を図る。
- ② 各種講座や各種学級等の充実、特技指導ボランティアなど人材の登録及び活用のほか学習グループの育成や支援を行い、学習機会の拡充に努める。
- ③ 様々な学習需要に対応するため、視聴覚ライブラリーの情報機器や視聴覚機器・教材などの充実を図るとともに、その活用と利用促進に努め、学習機会や

学習情報の提供を促進する。

- ④ 社会教育関係団体の育成及び積極的な支援や団体相互の連携・協力体制の確立を図り、社会教育の充実に努める。
- ⑤ 地域学校協働活動事業を学校運営協議会と連携しながら推進し、子供たちが地域に見守られ、豊かな学びや体験の機会を得て、地域に貢献する人材の育成を行うと同時に、地域全体の活性化を図り、地域住民、団体等のつながりを深め、地域創生につながる活動を推進する。
- ⑥ 市立図書館においては、図書資料の充実と利用者へのサービス向上、読書バリアフリー法を踏まえた、視覚障害者等が使用しやすい書籍の充実及び電子書籍の導入を検討しながら、読書活動の更なる推進を図るために読み聞かせ団体と連携して、手作りのイベントや講演会などを実施するほか、地域の伝説を基にした絵本の創作を行うなど読書の啓発・普及活動に取組み、本市独自の活動を推進する。

(3) 生涯スポーツ

生涯スポーツ振興の柱として、幅広い世代が参加できるコミュニティスポーツクラブの指導者の育成や各教室の内容が充実するよう支援を推進していく。あわせて、スポーツ振興の拠点となる体育施設の改修を行うとともに、多様なスポーツに対応できる施設づくりを検討していく。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関係施設 校舎	小学校施設整備事業	市	
		中学校施設整備事業	市	
		小学校施設大規模改造事業	市	
		中学校施設大規模改造事業	市	
	(3) 集会施設、 体育施設等 公民館 集会施設 体育施設	地区公民館改修事業	市	
		市民会館改修事業	市	
		社会体育施設整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域学校協働活動事業 【事業内容】地域学校協働活動推進委員会を設置して目標やビジョンを地域と学校が共有し、課題解決に取り組む	市	

		【必要性】地域と学校の連携・協働活動推進のため 【事業効果】学校や地域における課題の問題解決		
		枕崎市「少年の船」 【事業内容】児童、生徒、一般市民参加する黒島の方々との交流事業 【必要性】市の歴史や祖先の偉業について理解を深め、また黒島の方々への感謝の心を育むため 【事業効果】心豊かでたくましい青少年を育成	実行委員会	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

(1) 学校教育系施設

学校は、日ごろ児童・生徒が利用している施設であり、避難所に指定されていることから、耐震診断、耐震補強工事を行ってきたところであるが、古い建物が多いことから、予防保全型の維持管理による長寿命化を図っていく。

(2) 市民文化系施設

市民会館については、ホール・事務所とも施設・設備の老朽化が進んでいる。予防保全型の維持管理による長寿命化を図る。

地区公民館は、地域住民の学習拠点、福祉センターの機能を持つ住民利用の多い施設である。また、災害時の避難所にも指定しており、予防保全型の維持管理による長寿命化を図る。

(3) 社会教育系施設

サン・フレッシュ枕崎は、安全面も含め指定管理者による定期的な点検を実施し、予防保全型の維持管理による長寿命化を図る。

(4) スポーツ・レクリエーション系施設

総合体育館、武道館、弓道場については、都市公園施設長寿命化計画の対象施設として、計画に基づいた長寿命化を図っていく。また、その他の施設においては、予防保全型の維持管理による長寿命化を図る。

このほか、「枕崎市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適切に実施する。

第10章 集落の整備

1 現況と問題点

(1) 自治会組織の強化

市の自治組織は、金山地区5公民館、桜山地区23公民館、立神地区9公民館、枕崎地区23公民館、別府地区13公民館で、5地区73公民館で形成されている。

公民館においては、相互扶助による生活共同体として自治機能の維持を図りながら、本市の地域社会の基礎として成り立ってきた。

しかし、過疎化や少子高齢化等により、その自治機能が低下傾向にあり、特に中山間の地理的条件が悪い地域ほどその傾向に拍車がかかっている。今後において、自治組織を維持することが困難になると予想されるなど、地域によっては深刻な問題となっている。

2 その対策

(1) 自治会組織の強化

本市の活性化には、公民館機能の維持・振興が欠かすことのできない課題であるため、長期的な展望を持ちながら、実状を踏まえた施策の展開を推進する。

また、一部公民館においては、極端な世帯数の減少や高齢化に伴い、自治機能の維持が懸念されることから、意見の聴取、再編・活性化に向けた情報提供を行いながら、公民館の活性化や複数公民館合同での活動等を推進する。

今後、公民館のコミュニティ組織の活動や施設の整備に対する助成拡充や人材育成に対する助成、集落支援員の導入の検討を行うなど、財政基盤と機能強化を図り、公民館と一体となったまちづくりを推進する。

また、これまでも取り組んできた本市職員が公民館活動の手助けをする地域活動活性化推進員制度の拡大を図るとともに、活動の充実のため研修機会や情報の提供に努める。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落の整備	自治公民館活性化推進事業 【事業内容】自治公民館の再編を促進するための補助金及び再編後の運営・活動が円滑に推進されるための交付金 【必要性】多様化する課題の解決が困難となっている自治公民館も見受けられるため	市	

		【事業効果】地域力を高める組織づくりや自治公民館組織の機能強化		
		地域活動活性化推進事業 【事業内容】地域づくりアドバイザーの助言・提案等を希望する地域にアドバイザーを派遣 【必要性】地域が地域づくりの取組や実践的な活動を自主的に進めるようにするため 【事業効果】地域活動の再生・活性化	市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「枕崎市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適切に実施する。

第11章 地域文化の振興等

1 現況と問題点

文化は、地域の歴史と風土に根ざした生活の中から生まれてくるものであり、郷土に対する愛着と誇りを最も体感できるものである。伝統的な文化を継承しながら、新たな文化を創造していく必要がある。

本市には、市指定文化財をはじめ、有形無形の文化遺産が数多くある。郷土の貴重な文化財を次世代へ引き継いでいくために、調査、記録、文化財への指定などを適宜行い、貴重な文化の保護に努めているところであるが、さらに文化財等の保管・管理・活用について適切な対策を図る必要がある。

郷土芸能については、市の文化祭や豊年祭り等での披露に加え、小学校等の運動会や5年毎に「郷土芸能大会」を開催するなど、継承活動を行っている。しかし、少子高齢化に伴う後継者不足により、各団体とも保存継承に苦慮している。

また、市文化協会の加盟団体を中心に様々な文化活動を展開しているが、本市の文化資料センター「南溟館」を拠点に芸術・文化活動を更に推進することが必要である。

2 その対策

- ① 文化財の整理・保存を行いながら既存の施設を利用し、史跡めぐりや枕崎の文化に関する講演活動など文化財に親しむ機会の拡充と文化財に対する保護意識の普及・啓発活動を推進する。また、郷土芸能等の活動団体に対する支援の継続や無形文化財のデジタル資料化などを推進する。
- ② 毎年開催している市文化祭では、特に芸能部門（舞台発表）における舞台構成や演出等を充実させ、活動成果発表の場の拡充に努める。また、市文化協会に対しても支援を継続して行うことで、各種団体の育成や活動の充実・発展に繋げていく。
- ③ 南溟館の適切な管理運営に努めながら、収蔵品を中心とした常設展示の充実を図るとともに、枕崎国際芸術賞展など様々な特別企画展、文化講座、コンサート等を開催する。また、アートストリートを中心とした立体作品群を本市の観光資源と位置付け、複合的なソフト事業の企画・推進に努める中で様々な角度から芸術文化に触れる機会を提供する。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振 興施設等 地域文化振興 施設	アートミュージアム拠点「南 溟館」整備事業	市	
	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業 地域文化振興	アートミュージアム拠点「南 溟館」推進事業 【事業内容】南溟館を拠点とし た芸術・文化事業の実施 【必要性】芸術・文化のまちま くらぎきとして魅力的な取組を 実施し、情報発信をするため 【事業効果】関係人口の創出と 地域経済の活性化	市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

(1) 社会教育系施設

南溟館は、大型の木造施設であり、美術品を展示・収蔵していることから、日常的に建物の状況の把握を行い、予防保全型の維持管理による長寿命化を図る。

このほか、「枕崎市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適切に実施する。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点

本市は自然の恵みである再生可能エネルギーが豊富な地域であり、多くの太陽光発電事業や木質バイオマス発電事業が行われている。

本市の地域資源を活用した再生可能エネルギー利用の推進による持続可能な地域づくり、脱炭素社会の実現を図っていく必要がある。

2 その対策

行政庁舎等の電力の再生エネルギーの導入や、市民や市内企業等に対する再生可能エネルギーの導入支援のほか、利用促進のための積極的な情報発信を通じ、脱炭素社会の構築を目指すものとする。

3 公共施設等総合管理計画等との整合

「枕崎市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適切に実施する。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

(1) 行政と市民との協働

市の社会情勢は、少子高齢化や独居世帯・核家族の増加による生活スタイルの多様化などを背景として、市民ニーズが増大かつ複雑多岐になり、市民が望む行政サービスを満足に提供することは困難な状況にある。このような状況に対し、今後は、市民一人ひとりがまちづくりにおける役割と責任を自覚し、「自分で解決できることは自分で（自助）」、「地域で解決できることは地域で（共助）」という意識を持って、主体的にまちづくりに参画する必要がある。また、市においては、市民の主体的な参画を尊重・支援し、市民ニーズに即した効率的な行政サービスの提供（公助）が必要とされる。つまり、行政と市民とが互いの特性や役割を認識し、尊重しあいながら、ともにまちづくりに取り組む協働体制を築くことが求められる。

(2) 効率的な行政運営の推進

更なる少子高齢化の進展や今後見込まれる生産年齢人口の減少、社会経済情勢の変化に伴い、多様化、増大化していく市民ニーズや新たな行政課題が見込まれる中、これらに的確に対応していくための持続可能な行政運営を推進していくために、財政健全化の推進・民間委託等の推進・組織機構の見直し・定員管理の適正化など、行財政改革の継続的な推進を図る必要がある。

住民目線に立った質の高い行政サービスを持続的に提供していくために、限られた財源の中で、DXの推進などをはじめとした、一層効果的・効率的な行政運営に努めていく必要がある。

市庁舎については、昭和30年に建築され、これまでに耐震診断や耐震改修、外壁や屋根の大規模改修工事を実施している。庁舎内についてはトイレのバリアフリー化やドライ化、洋式トイレや多目的トイレの設置等の改修を実施した。

(3) 自然環境の保全

本市は、水産業・水産加工業・農業など活力ある地場産業を中心に発展してきたが、これを支えた社会経済活動は市民の物理的な豊かさと生活の利便性をもたらす一方で河川・海域の汚濁、ごみ問題などが環境課題となり、それに対応するため様々な方策を行ってきた。また、地球温暖化の影響により多発する大雨、台風の大型化などは、本市においても深刻な問題となっており、その対策が喫緊の課題となっている。

これら環境課題に対し、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で責務を果たし協力し合い、明るく住みよいまちづくりを目指すため、昭和54年3月に「枕崎市民の環境を守る条例」を制定し、環境保全に対する施策を展開している。また、平成11年3月に「枕崎市の河川をきれいにする条例」を制定し、河川環境の浄化などの活動を推進している。

2 その対策

(1) 行政と市民との協働

① 市民による自助の促進

- ・地域課題、まちづくりに対する意識の醸成
- ・性別に関わりなく全ての人がその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の構築

② 市民による共助の促進

- ・地縁によるつながり（住民自治）の再生・強化、地域活動の支援
- ・ボランティア団体や民間非営利団体等の活動支援、多様な主体が連携できる仕組みの支援
- ・リーダー・人材育成
- ・情報の提供・共有

③ 行政による公助の促進、行政と市民との協働関係の構築

- ・市民への積極的な情報の提供・周知
- ・市民の市政参画の機会づくり
- ・市民からの意見等の聴取
- ・市民の意見を施策に生かす仕組みづくり
- ・事業の見直し（協働の可能性の整理）
- ・職員の地域担当制

(2) 効率的な行政運営の推進

全体的な組織機構のスリム化を図ることを基本とし、限られた行政資源（財源、人員等）をより効果的・効率的に配分するとともに、行財政運営上の課題解決に必要な庁内の人材育成、コスト意識やコンプライアンス意識、業務の効率化・業務の改善に向けた意識改革の向上を図る。

また、事務事業の見直しや行政責任の確保や住民サービスの維持向上に配慮しつつ、民間と行政の適切な役割分担のもとで民間委託や公共施設への指定管理者制度導入を積極的に推進する。さらに、加速する社会のデジタル化の状況を踏まえ、デジタル技術を活用した住民が利用しやすい仕組みづくりや職員の働き方改革を推進し、課題解決に取り組んでいく。

庁舎については、予防保全型の維持管理を行いつつ、新たな庁舎の建設に向けた検討を行う。

(3) 自然環境の保全

令和3年3月に策定した枕崎市環境基本計画（令和3年度～令和12年度）に基づき、「人・自然・産業が調和し輝く～グリーンデザイン～まくらざき」という基本理念のもと、「脱炭素」「循環」「自然共生」の3つの柱と、その柱を支える3つの横串として「安全・安心」「生活環境保全」「環境共育」を設定して施策を推進し、市民、事業者、行政が協力・協働して、本市の豊かな環境の保全と将来への継承に努める。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		男女共同参画推進事業 【事業内容】枕崎市男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画の推進に関する施策を実施 【必要性】職場・家庭・地域など様々な場における固定的な役割分担意識や慣行などに対する課題解決のため 【事業効果】性別に関わりなく全ての人とその個性と能力を十分に発揮することができる社会づくり	市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「枕崎市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適切に実施する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流	移住者住宅確保支援事業	市	人口増、交流人口・関係人口の拡大が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		稚内交流事業	市	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農業次世代人材投資事業	市	一次産業の後継者対策、生産等に係る環境整備が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		認定農業者等担い手育成・事業継続対策事業	市	
		農業後継者育成対策事業	市	
		鳥獣被害対策事業	市	
		中山間地域等直接支払交付金	市	
		200カイリ対策費（入漁料）補助	市	
	商工業・6次産業化	商工振興資金利子補給補助	事業者	商工業の経営安定及び活性化、販路拡大やブランド化による地場産業の振興が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		商店等新規出店支援事業	店舗等	
		特産品販路拡大支援事業	市	
		枕崎ブランド発信事業	市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地区道舗装等補助	各集落等	持続的な交通体系、安心安全な生活環境の構築が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	生活環境保全事業	市	市民の快適な生活環境が確保されることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	児童クラブ設置育成事業	社会福祉法人	安心して子どもを産み育てられる環境整備が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		保育所等利用者負担金軽減対策事業	市	
		子育て援助活動支援事業	市	
		病児・病後児保育事業	市立病院・社会福祉法人	
		子ども医療費給付事業	市	

	高齢者・障害者福祉	ひとり親家庭等医療費助成	市	
		むぞかベビー誕生祝金給付事業	市	
		産科・小児科医療体制確保支援事業	市	
	健康づくり	交通弱者対策事業	市	高齢者等の交通手段の確保により、安心安全に生活できる社会構築と健康増進が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		高血圧対策事業	市	市民の健康寿命の延伸が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
	その他	予防接種事業	市	地域保健の推進及び安心して子どもを産み育てられる環境を整備することにより、健康で安心して暮らすことのできる地域社会の構築が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		インフルエンザ予防接種助成事業	市	
		がん検診事業	市	
		産後ケア事業	市	
		妊婦健診事業	市	
		不妊治療費助成事業	市	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	救急医療施設運営事業（在宅当番医制）	市	安心して暮らせるまちづくりが図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
救急医療施設運営事業（病院群輪番制）		市		
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域学校協働活動事業	市	学校や地域における課題の問題解決により子どもの健やかな成長が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		枕崎市「少年の船」	実行委員会	黒島の方々との交流を通じ、心豊かでたくましい青少年の育成が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落の整備	自治公民館活性化推進事業	市	自治公民館運営・地域活動の活性化が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		地域活動活性化推進事業	市	

10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	アートミュージアム拠点「南冥館」推進事業	市	関係人口の創出と地域経済の活性化が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
-------------	-----------------------------	----------------------	---	---